

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2025

JAあきがわ



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	9
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	14
事業のご案内	15
各種手数料	21
貸借対照表	23
損益計算書	25
注記表	27
剰余金処分計算書	49
部門別損益計算書	50
財務諸表の正確性等にかかる確認	147
会計監査人の監査	147
損益の状況	52
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	53
信用事業	55
共済事業	66
経済事業	68
経営諸指標	71
自己資本の充実の状況	72
役員等の報酬体系	93
当組合の組織	94
沿革・歩み	97

JA TOKYO DISCLOSURE

2025

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JAあきがわへのご理解が一層深まることを願っています。

-
- * 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 - * 本冊子については、JAあきがわの決算期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の情報について掲載しております。
 - * 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
 - * 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

平素より組合員の皆様には、本組合事業に対して格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度は日銀が長年のマイナス金利政策からの転換を図り、政策金利の引き上げを実施したことにより、物価と賃金の両方が上昇傾向を示し、デフレ脱却に向けて日本経済が動き出しました。世界では地政学リスクの増大、保護主義の台頭、貿易摩擦の激化により経済成長に鈍化傾向がみられました。

国内の農業では、「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正し、農業政策の方向性が示されました。食料安全保障の確保が法律の目的に加えられ、また農産物の再生産可能な価格形成に取り組む動きが始まりました。

このような状況下、3カ年計画「組合員・JA・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪」の最終年度として自己改革に取り組みました。

業種別・機能別代表者会議や直売所モニター会議などの開催、各部会の行事に参加し組合員との対話する機会を設けさせていただきました。

営農支援活動では、農業資材等高騰対策として施設暖房機等の燃油への助成、肥料・資材の組合員特別価格での販売、農機具無料点検の実施を引き続き行い、鳥獣害対策支援では電気柵への助成や、新たに獣害対策講習会を開催いたしました。今年度からは新たな「JAあきがわ農業振興計画」に沿った支援を行ってまいります。

地域貢献活動では、8月31日（野菜の日）に、小学生までの子どもによる野菜の絵コンテスト、JA共済小・中学生書道コンクールに合わせ子どもぬりえ展を開催しました。親子農業体験「あぐりスクール」や、社会科見学・職場体験の受け入れを通し農業理解の醸成に務めました。

組合員組織の活動では、女性部の機関紙「やまなみ」が昭和63年の創刊から100号を発行することができました。青壮年部では各種地域のイベントに参加し、やさいの宝船の展示などを通し、地域農業をPRしました。年金友の会グラウンドゴルフ大会には多くの年金受給者の皆様に参加いただき楽しんでいただきました。

信用事業では令和6年4月より投資信託業務を開始しました。「貯蓄から投資へ」という時代の流れに合わせ、皆様の資産運用を全力でサポートいたします。

各事業の基となる渉外活動については、相談業務を軸とし令和6年2月に定めた「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」を実践し、信用・共済・経済と総合事業の力を発揮すべく取り組みました。

また、建設中であった日の出支店については、利用者の皆様にご不便をおかけしておりましたが、3月17日に新店舗での営業がスタートいたしました。11月のグランドオープンに向けて工事が進んでおります。

令和6年度は新たな役員体制での事業運営となり物案じましたが、税引き前当期利益は3億3千万余りを計上し、健全性を示す自己資本比率は22.20%と高水準を維持することが出来ました。組合員の皆様のご支援ご協力に改めて感謝申し上げます。

迎えた令和7年度は、国連が定めた「国際協同組合年（IYC2025）」であり、協同組合の意義を示す時であります。第34回JA東京大会で決議された3カ年計画「持続可能な東京農業の実現とJAの発展」を軸に、「持続可能な農業の実現・豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現・協同組合としての役割発揮」に取り組み、経営理念「愛され、親しまれ、信頼されるJA」を「まごころのおつきあい」で目指してまいります。

組合員皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

秋川農業協同組合

代表理事組合長 谷澤 俊明

経営方針

経営理念

第35回通常総代会において、JAあきがわ中期計画である令和4年度～令和6年度3カ年計画「組合員・JA・地域が紡ぐ 知恵と創造と協同の輪」をご承認いただきました。

「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として、持続可能な東京農業と、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向け、『持続可能な東京農業の確立』・『持続可能な組織基盤の確立』・『不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立』・『都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現』の4つをテーマにしました。

「愛され 親しまれ 信頼されるJA」を経営理念に、「まごころのおつきあい」をキーワードとして、組合員及び地域住民の皆様と共に歩み続けるJAとなるべく、実践計画に取り組んでまいります。

経営方針

JAは、地域の農業を振興するとともに総合事業を展開することによって、組合員の暮らしを支えてきました。

また、地域に根ざしたさまざまな活動は人と人との絆づくりにも寄与しており、地域住民の生活をも豊かにしている組織となっています。

JA管内に留まらず農地のない都心部へも学校給食のために農産物を提供しました。

また、都市農地がもつ「景観創出」「環境保全」「防災」などの多面的機能に対する評価も高まっています。農地を避難場所等とする行政との災害協定を結び、協力農地・施設の拡大に努めてまいりました。

このように、戦後間もない頃に農業者の互助組織として出発したJAは、農業振興を担うだけの役割にとどまらず、地域社会に貢献する、すなわち公益を増進する組織へと成長を遂げました。

今後JAは、これまでに培ってきたノウハウやネットワークを最大限に発揮して、農業を核とした、地域になくてはならない公共的団体としての確固たる地位を築き、組合員の期待に応えます。

JAが「農業を核とした地域の公共的団体」としての確固たる地位を築いていくためには、農業とJAには、継続性や安定性のみならず、革新的、健全性など、その存続を将来にわたって可能とするための施策が不可欠です。

そこで、令和4年度～令和6年度3カ年計画は「持続可能な東京農業の確立」「持続可能な組織基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」「都民と『食』『農』『JA』が織り成す地域社会の実現」の方針として施策展開します。

不祥事再発防止に向けた取り組み

令和6年11月に発覚した不祥事件に関しましては、組合員の皆さまに多大なご心配・ご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。再発防止に向けた「不祥事再発防止のための取組」を策定のもと、リスク管理課コンプライアンス担当者の増員により、内部統制を含むリスク管理態勢の構築を図るとともに、役職員一丸となり組合員やご利用の皆様からの信頼回復に向けて着実に実践してまいります。

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

秋川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報¹を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正・利用停止等
当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
9. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

利川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会の公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAあきがわ（以下、「当JA」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - 本部及び本支店に相談窓口並びに管理担当者を配置し、本部および本支店一体となって金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業の概況

厳しい経営環境の中、税引前当期利益は3億3千万円余を計上することができました。また、財務の健全性を示す自己資本比率は22.20%と高い水準を維持することができました。

①指導事業

営農支援事業による農業用機械の出張修理や無料点検、不耕作地解消へ向けた高齢農家への耕作支援などを実施し、電気柵・生分解性マルチ・高止まりする生産資材等への助成を行い、組合員に好評を得ました。

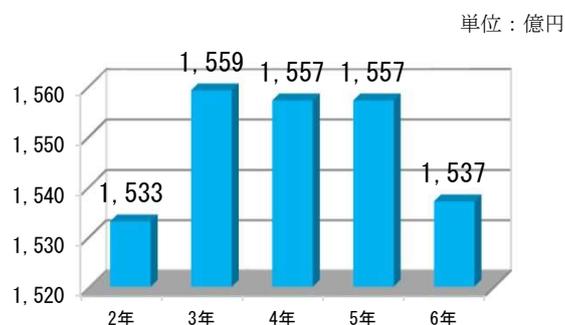
食農教育として親子農業体験「あぐりスクール」を継続開催、また組合員の健康管理のため人間ドック、婦人検診の受診推進などを行いました。

女性部活動として、手芸教室などに取り組みました。

②信用事業

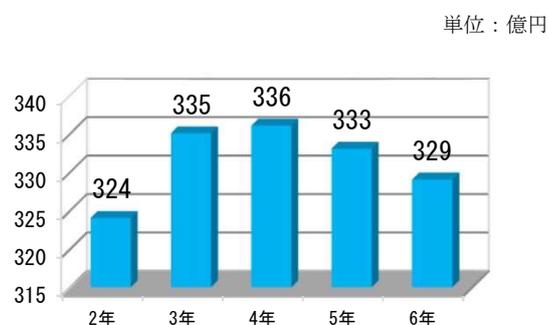
◇貯金

貯金残高は1,537億円となり、前年比で19億9千5百万円の減少となりました。また、「JAバンクアプリ」や「JAネットバンク」の利用拡大に努め、利便性の向上を図りました。



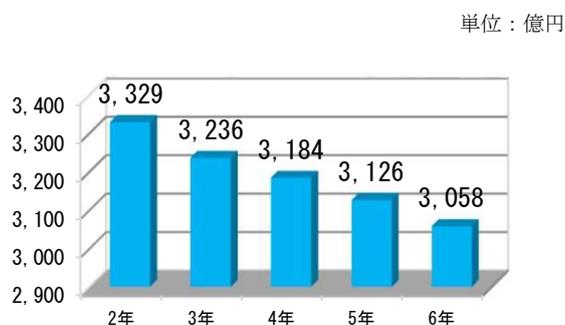
◇貸出金

貸出金については、住宅ローンセンターで毎月開催（予約制）のローン相談会やインターネットで24時間仮審査可能なネットローンを活用するなど、相談体制の充実に努めました。前年比で4億円余減少し、貸出金残高は329億円となりました。



③共済事業

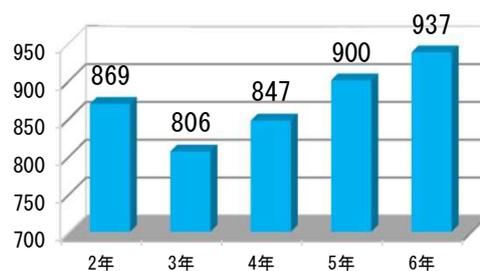
組合員・利用者を第一に考えたお客様本位の活動を展開し、満足度向上や保障充足に取り組むため、対面・非対面を織り交ぜ組合員等利用者にとって最適・最良な寄り添う訪問活動を行ってまいりました。「ひと・いえ・くるま」の総合保障の中からニーズに合った商品を積極的にご提案・推進させていただきました。



④購買事業

各経済センターにおいて生産コスト低減に向け肥料・農薬を中心とした「組合員特別価格販売」、環境保護に配慮した「生分解性マルチ等の共同購入販売」など積極的な活動を行ってまいりました。購買品取扱高は9億3千万円余となりました。

単位：百万円



⑤販売事業

食の安全・安心が注目される中、新鮮で良質な農畜産物を提供しました。新鮮野菜の管内・都内学校給食への提供、仕入品販売を行いました。販売品取扱高は7億4千万円余となりました。

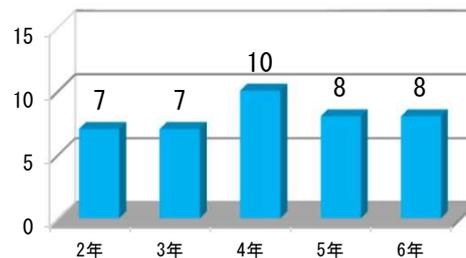
単位：百万円



⑥宅地等供給事業

組合員各位の資産有効活用に向けた相談業務、遺言信託業務、さらには税務相談等コンサルティング機能を発揮するべく、JA内の各部門と連携を図りながら利用者の立場に立った的確な対応に努めました。

単位：百万円



トピックス

「食を基軸として地域に根差した協同組合」として持続可能な東京農業と、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組みました。

- ・各金融店舗店頭にて地場産野菜の販売を行いました。
- ・レジ袋の無料配布を禁止し、レジ袋の収益金の一部を管内市町村へ寄付しました。
- ・不良債権の早期流動化、解消に取り組みました。
- ・共済契約者全戸訪問を行うべく、各支店で「3Q訪問活動」を実施しました。
- ・体系的な研修実施による職員の育成を図るべく、研修・資格取得支援を行いました。



青壮年部による宝船



女性部健康づくり大会



管内社協にレジ袋収益金寄付



女性部盆踊りDVD作成



田植え体験の実施



書道展・ぬりえ展



親子農業体験「あぐりスクール」の
継続開催



直売所商品券付
キャンペーン定期貯金



青壮年部と若手職員の意見交換



女性部機関紙「やまなみ」100号

農業振興活動

「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」・「都民と『食』『農』『JA』が織り成す地域社会の実現」をテーマとして、さまざまな取り組みを展開してまいりました。

- ・各直売所間での販売品の相互乗り入れ額は5千5百万円余となりました。
- ・ポイントカードシステムを導入して全組合員に組合員カードを配布し、会員カード累計16,741枚発行しました。
- ・管内生産農家の作業サポートをしました。
- ・学校給食への出荷は都内空白行政区へも継続して行い、あきる野市・日の出町・檜原村を合わせ、年間の学校給食供給量は27.2トンでした。
- ・組合員特別価格販売を実施し、安価な購買品・生産資材を提供しました。
- ・生分解性マルチ、電気柵、施設栽培用暖房燃料への助成金の支給を行いました。
- ・農機具無料点検（230台）を継続して行いました。
- ・農業用廃ビニール・廃プラスチックの回収を行いました。
- ・新規就農者へ農機具レンタルを実施しました。
- ・営農相談を402件受け付けました。



新採用職員農業体験研修



農業機械無料点検



農畜産物品評会



農畜産物品評会 表彰式



のらぼう祭の開催



廃棄ビニール・プラスチック回収



アブラナ科野菜講習会



野菜の日 コンテスト



小学生作成の手作りPOP

全般に関する事項

当組合は広域合併農協の先駆的な存在として、その模範的組合となるべく地域密着型の活動を展開しているところであります。組合員はもとより管内利用者皆様の充実した、そして豊かな生活をお手伝いするため、総合農協の特性を生かし、「衣・食・住」全般にわたり幅広いサービスを提供しています。協同組織の原点たる「相互扶助」の精神を第一に、堅実で強固な経営基盤を拡充し、もって地域社会発展における中核たる存在として、持ちうる機能を存分に発揮しております。

1 地域からの資金調達状況

当組合の貯金残高は定期性・流動性あわせて1,537億円余となっており、合併当時に比べて2倍以上の資金量となり、なお増加傾向にあります。信頼性あふれるJAバンクのブランドを活かして、ご利用者の皆様が安心して、また喜んでいただける商品を随時販売するとともに、年金受給に関する総合的なサービス等を展開し、年金受給口座の拡充にも努めております。

2 地域への資金供給状況

貸出金の貸出状況については組合員をはじめ地方公共団体、一般法人等合わせて329億円余となっております。地域性を考え、マイホームの取得、リフォームにご利用いただく住宅ローンに力を入れており、またローン相談会を随時開催し教育ローンや自動車ローン等幅広い商品を用意しお役に立っています。

3 文化的・社会的貢献に関する事項

(1)地域密着を旨とする当JAは地域の文化的・社会的貢献を図るべく、以下のような活動を展開しています。

- ・行政と連携し、産業祭等の各種行事に参加しています。
- ・映画祭や文化団体の各種イベントに協賛、後援を行っています。
- ・生活習慣病の検診、人間ドックの受診等を積極的に推進しています。
- ・年金、税務、資産運用等々各種の相談に対応させていただいています。

(2)また、利用者間のネットワーク化の取り組みとして、
・当JAに年金受給口座をお持ちの方で「年金友の会」を組織し、グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会、旅行等を実施しております。
・営農部会や資産管理部会等の組織が中心となってセミナーや講演会を開催し、知識や技術の向上を図っています。

(3)このほか情報提供活動として、合併当初から広報誌「せせらぎ」を発行し、JAの事業案内ばかりでなく地域の生活情報誌としても多くの方にご愛読いただいているほか、ネットワーク社会に対応して、JAの公式ウェブサイト・公式Facebook・Instagramページを開設し、リアルタイムに各種の情報を提供しております。

(4)こうした様々な活動を本店を中心として、7店の金融店舗と4つのセンター、そして役職員が一体となって展開をしています。

4 地域密着型金融への取り組み

当組合は、地域密着金融機関として農林業の振興や地域経済への貢献を図るべく、単なる金融支援に留まらず、コンサルティング機能の充実や系統機関の情報機能を活かした、より個性的なサービスを推進し、利用される皆様のご期待にお応えできる取り組みを進めてまいります。

5 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

(1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本部に総括責任者・担当者、各店舗にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 業務部管理課（電話：042-559-5111）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- ・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、22.20%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

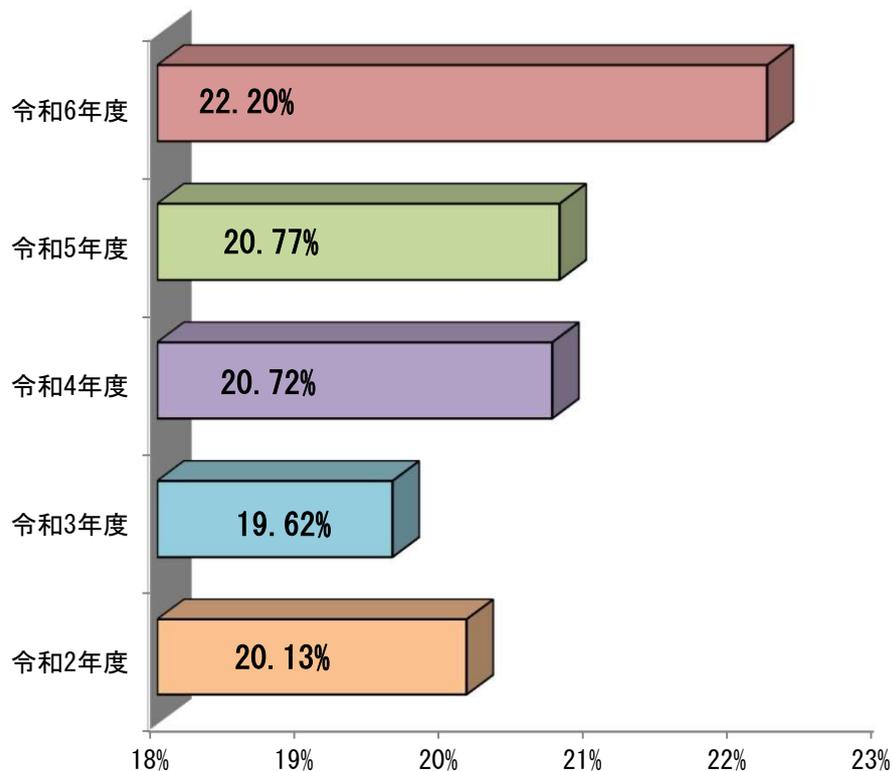
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	秋川農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,013百万円(前年度1,027百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種類	特徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
決済用貯金 (普通貯金無利息型)	貯金保険制度で全額保護され、自由に出し入れのできる無利息の貯金です。
当座貯金 (新規口座開設終了)	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間(7日以上)お預りする貯金です。お支払いの場合、事前(2営業日以上)に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間(1か月～5年)をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
財形貯金	勤労者の財産づくりを応援する貯金です。給与やボーナスから天引きで積み立てる貯蓄です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。

©よりぞう



融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。

住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。 (借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
JA あ き が わ ア グ リ サ ポ ー ト ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。

また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがおお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投 資 信 託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者みなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然 防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

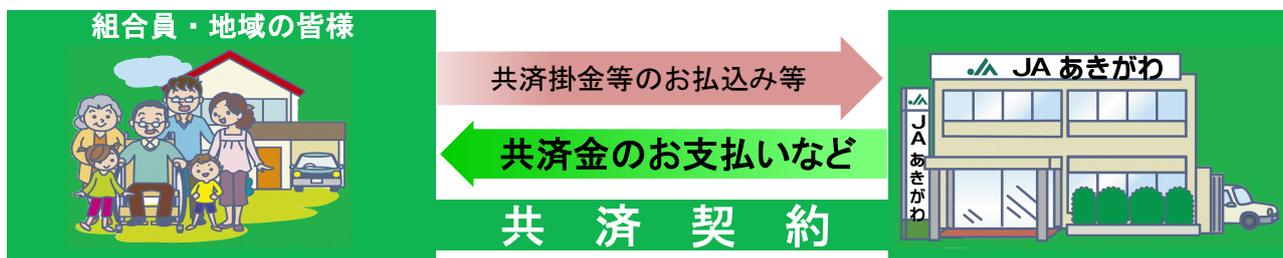
万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
一時払終身共済	一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保でき、死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
生存給付特則付一時払終身共済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。
子ども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。

特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動したわかりやすい保障です。
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠償共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、管内にある3つの直売所では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。

不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただきます。

5 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和7年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込	文書扱い	1万円未満1件につき		330円
		1万円以上3万円未満1件につき		440円
		3万円以上1件につき		660円
手	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	220円
		3万円以上1件につき	無料	440円
数	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	330円
料	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	220円

手形・小切手取立等手数料

種 類	手 数 料		
代金取立	電子交換所取立	990円	
	個別取立	1,100円	
その他	振込の組戻料	1件につき	660円
	取立手形の組戻料	1通につき	1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき	1,100円
	取立手形の店頭呈示料(※)	1通につき	1,100円
	離島回金手数料		無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種 類	手 数 料
当座小切手(1冊)	11,000円
約束手形(1冊)	11,000円
為替手形(1冊)	880円
専用手形(1枚)	770円
自己宛小切手(1枚)	770円

当座貯金開設手数料

種 類	手 数 料
当座貯金	無料
マル専当座貯金	3,300円

硬貨両替・金種指定払出手数料

手 数 料	両 替 金 受 入 ・ 払 出 枚 数			
	100枚まで	101枚~500枚まで	501枚~1,000枚まで	1,001枚以上
	無料(口座のない方は550円)	880円	1,100円	1,100円(以降1,000枚毎)

振込送金等手数料

種 類	手 数 料
定額自動送金(1件当たり)	55円
自動集金(1件当たり)	88円
総合振込	
登録(開設)時	88円
振込時	無料

その他の手数料

種 類	手 数 料	
残高証明書（定例発行）	440円	
残高証明書（都度発行）	880円	
残高証明書（お客様指定様式）	3,300円	
取引履歴明細（1口座毎）		
過去5年分まで	550円	10枚超 1枚毎 22円
過去5年を超える期間	1,100円	10枚超 1枚毎 22円
通帳・証書再発行	550円	
I Cキャッシュカードの再発行	1,100円	

融資関係手数料

種 類	手 数 料
支払利子証明書	無 料
融資証明書	無 料
カードローン開設	無 料

○事務手数料

全国保証(株) 保証付住宅ローン	不動産担保事務手数料	1案件	33,000円	平成29年4月1日新規実行分～
	保証事務手数料		55,000円	
協同住宅ローン(株) KHL	不動産担保事務手数料	1案件	33,000円	平成29年4月1日新規実行分～
	新規事務手数料	1案件	33,000円	
住宅ローン (マイハウス・プロパー)	新規事務手数料	1案件	55,000円	令和2年4月1日新規実行分～
東京都農業信用基金協会 基金協会 賃貸住宅ローン	不動産担保事務手数料	1案件	33,000円	平成29年4月1日新規実行分～

○条件変更手数料

住宅ローン 賃貸住宅ローン	期限延長・債務者、連帯保証人変更・金利軽減・担保追加・担保抹消・特約固定金利再設定等	1案件	5,500円	平成29年4月1日新規実行分～
------------------	--	-----	--------	-----------------

○繰上返済手数料

全国保証(株) 東京都農業信用基金協会	全額繰上返済の手数料	1案件	繰上時借入残高×0.55%	令和3年4月1日新規実行分～
	一部繰上返済の手数料		5,500円	
協同住宅ローン(株) KHL	全額繰上返済の手数料	1案件	繰上時借入残高×0.55%	令和3年4月1日新規実行分～
	一部繰上返済の手数料		10,000円	
賃貸住宅資金	当初貸出日より10年間の全額繰上返済の手数料	1案件	借入残高の1.00% (千円未満切り捨て)	平成21年4月1日新規実行分～
	当初貸出日より11年目以降の全額繰上返済の手数料		5,500円	

はJAの手数料

は保証会社の手数料

金庫利用手数料

種 類	手 数 料	種 類	手 数 料
貸金庫			
小型	13,200円	貸金庫カード再発行	4,400円
中型	16,500円	貸金庫鍵再発行	24,200円

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	160,371,529	157,779,869
(1) 現金	365,192	491,528
(2) 預金	119,163,779	115,125,388
系統預金	118,863,779	114,825,388
系統外預金	300,000	300,000
(3) 有価証券	7,304,066	9,051,860
国債	1,258,222	1,241,731
地方債	403,030	1,269,604
社債	5,642,814	6,540,525
(4) 貸出金	33,367,225	32,907,141
(5) その他の信用事業資産	397,267	413,073
未収収益	82,719	106,596
その他の資産	314,548	306,476
(6) 貸倒引当金	△226,002	△209,123
2. 共済事業資産	8,897	9,181
(1) その他の共済事業資産	8,897	9,181
3. 経済事業資産	57,270	73,959
(1) 経済事業未収金	19,297	36,916
(2) 棚卸資産	37,624	36,673
購買品	33,270	30,889
その他の棚卸資産	4,353	5,784
(3) その他の経済事業資産	370	369
(4) 貸倒引当金	△22	-
4. 雑資産	134,073	154,453
(1) 雑資産	134,073	154,453
5. 固定資産	2,087,585	2,413,511
(1) 有形固定資産	2,058,990	2,386,840
建物	2,122,859	2,429,406
機械装置	13,766	13,766
土地	1,138,325	1,138,325
その他の有形固定資産	641,145	638,170
減価償却累計額	△1,871,019	△1,832,828
(2) 無形固定資産	28,594	26,670
その他の無形固定資産	28,594	26,670
6. 外部出資	8,730,105	8,778,230
(1) 外部出資	8,730,105	8,778,230
系統出資	8,495,670	8,543,900
系統外出資	154,435	154,330
子会社等出資	80,000	80,000
7. 繰延税金資産	245,445	336,585
資産の部合計	171,634,905	169,545,790

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業負債	155,856,796	153,857,170
(1) 貯金	155,791,862	153,796,796
(2) その他の信用事業負債	64,933	60,374
未払費用	1,681	16,098
その他の負債	63,251	44,276
2. 共済事業負債	452,924	424,711
(1) 共済資金	220,834	188,005
(2) 未経過共済付加収入	211,032	216,993
(3) その他の共済事業負債	21,057	19,713
3. 経済事業負債	60,889	74,732
(1) 経済事業未払金	60,889	74,732
4. 雑負債	186,902	135,287
(1) 未払法人税等	22,160	24,512
(2) その他の負債	164,741	110,774
5. 諸引当金	483,785	472,372
(1) 賞与引当金	79,969	77,817
(2) 退職給付引当金	245,861	244,187
(3) 役員退職慰労引当金	48,831	13,767
(4) 特例業務負担金引当金	109,122	90,029
(5) 固定資産解体等引当金	-	46,570
負債の部合計	157,041,297	154,964,274
・純資産の部		
1. 組合員資本	14,875,169	15,075,524
(1) 出資金	1,027,639	1,013,734
(2) 利益剰余金	13,856,607	14,074,221
利益準備金	2,409,862	2,409,862
その他の利益剰余金	11,446,745	11,664,359
目的積立金	1,000,000	1,000,000
特別積立金	9,700,000	9,900,000
当期未処分剰余金	746,745	764,359
(うち当期剰余金)	(269,284)	(281,722)
(3) 処分未済持分	△ 9,077	△ 12,431
2. 評価・換算差額等	△ 281,561	△ 494,008
(1) その他有価証券評価差額金	△ 281,561	△ 494,008
純資産の部合計	14,593,608	14,581,516
負債及び純資産の部合計	171,634,905	169,545,790

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,861,974	1,857,512
事業収益	2,541,063	2,481,817
事業費用	679,088	624,304
(1) 信用事業収益	1,338,432	1,216,922
資金運用収益	1,098,826	1,082,936
(うち預金利息)	(444,114)	(455,721)
(うち有価証券利息)	(73,926)	(75,499)
(うち貸出金利息)	(373,164)	(367,853)
(うちその他受入利息)	(207,619)	(183,861)
役務取引等収益	51,564	54,334
その他事業直接収益	74,835	-
その他経常収益	113,207	79,651
(2) 信用事業費用	208,274	101,955
資金調達費用	3,242	18,575
(うち貯金利息)	(3,196)	(18,519)
(うち給付補填備金繰入)	(45)	(55)
(うちその他支払利息)	-	(0)
役務取引等費用	13,810	14,034
その他事業直接費用	125,690	102
その他経常費用	65,531	69,242
(うち貸倒引当金戻入益)	(△25,966)	(△16,878)
信用事業総利益	1,130,157	1,114,966
(3) 共済事業収益	563,957	561,193
共済付加収入	534,154	525,877
その他の収益	29,802	35,315
(4) 共済事業費用	30,719	28,599
共済推進費	16,537	13,605
その他の費用	14,182	14,993
共済事業総利益	533,237	532,594
(5) 購買事業収益	467,467	514,432
購買品供給高	394,575	439,504
購買手数料	70,619	72,429
その他の収益	2,272	2,498
(6) 購買事業費用	331,264	367,538
購買品供給原価	320,886	356,454
購買品供給費	6,408	7,411
その他の費用	3,969	3,672
(うち貸倒引当金繰入額)	(7)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△22)
購買事業総利益	136,202	146,894
(7) 販売事業収益	159,438	173,860
販売品販売高	104,025	117,425
販売手数料	51,019	54,109
その他の収益	4,392	2,325
(8) 販売事業費用	89,223	100,871
販売品販売原価	82,339	93,249
販売費	5,028	5,911
その他の費用	1,855	1,709
販売事業総利益	70,214	72,989

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 利用事業収益	18	12
利用事業総利益	18	12
(10) 宅地等供給事業収益	8,453	8,992
(11) 宅地等供給事業費用	174	332
宅地等供給事業総利益	8,279	8,659
(12) 指導事業収入	9,451	10,815
(13) 指導事業支出	25,586	29,418
指導事業収支差額	△16,135	△18,603
2. 事業管理費	1,684,991	1,640,574
(1) 人件費	1,194,235	1,129,455
(2) 業務費	200,996	203,319
(3) 諸税負担金	91,569	91,544
(4) 施設費	194,619	212,553
(5) その他事業管理費	3,569	3,701
事業利益	176,983	216,938
3. 事業外収益	166,397	168,563
(1) 受取出資配当金	140,300	142,434
(2) 賃貸料	15,985	15,796
(3) 雑収入	10,111	10,332
4. 事業外費用	6,770	5,009
(1) 寄付金	276	246
(2) 雑損失	6,494	4,763
経常利益	336,610	380,492
5. 特別利益	2,290	-
(1) 固定資産処分益	2,290	-
6. 特別損失	6,362	46,646
(1) 固定資産処分損	42	76
(2) その他の特別損失	6,320	-
(3) 固定資産解体等引当金繰入	-	46,570
税引前当期利益	332,538	333,845
法人税・住民税及び事業税	51,168	54,155
法人税等調整額	12,085	△2,031
法人税等合計	63,253	52,123
当期剰余金	269,284	281,722
当期首繰越剰余金	477,460	482,637
当期未処分剰余金	746,745	764,359

第38期 注記表

秋川農業協同組合

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法

②満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

③その他有価証券

(イ) 時価のあるもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産…買取販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当 J A が負担する将来見込額に基づき計上しています。

(6) 固定資産解体等引当金

建物解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当 J A の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当 J A が直売所等で販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 209,123 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 336,585 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受ける可能性があります。今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び当事業年度の損益を基礎としており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は247,941千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	213,948千円	構築物	23,445千円	器具備品	10,547千円
----	-----------	-----	----------	------	----------

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、国債9,991千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金2,200,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱いに係る担保にそれぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 144,610千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 487,045千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は326,312千円、危険債権額は191,695千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は518,008千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	18,764 千円
うち事業取引高	千円
うち事業取引以外の取引高	18,764 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	6,270 千円
うち事業取引高	1 千円
うち事業取引以外の取引高	6,269 千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に総務部リスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が169,718千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	115,125,388	114,824,589	△ 300,799
有価証券	9,051,860	9,023,611	△ 28,249
満期保有目的の債券	2,459,097	2,430,848	△ 28,249
その他有価証券	6,592,763	6,592,763	-
貸出金	32,907,141		
貸倒引当金(*1)	△ 209,123		
貸倒引当金控除後	32,698,018	32,722,723	24,705
資産計	156,875,267	156,570,924	△ 304,343
貯金	153,796,796	153,629,122	△ 167,673
負債計	153,796,796	153,629,122	△ 167,673

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によります。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

8,778,230

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	114,825,388	-	-	-	-	300,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	100,000	1,000,000	100,000	-	1,160,000
その他有価証券のうち満期があるもの	1,125,780	210,380	10,380	10,380	210,380	5,737,720
貸出金(*1,2,3)	2,461,259	1,950,090	1,777,872	1,581,564	1,548,317	23,253,693
合計	118,512,428	2,260,470	2,788,252	1,691,944	1,758,697	30,451,413

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 90,232千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等62,303千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件272,040千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	150,454,306	1,527,959	1,466,305	107,053	241,171	-
合計	150,454,306	1,527,959	1,466,305	107,053	241,171	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	200,000	200,060	60
	小計	200,000	200,060	60
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,259,097	2,230,788	△ 28,309
	小計	2,259,097	2,230,788	△ 28,309
合計		2,459,097	2,430,848	△ 28,249

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	101,820	100,544	1,275
	社債	100,070	100,000	70
	小計	201,890	200,544	1,345
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,241,731	1,497,954	△ 256,223
	地方債	1,167,784	1,190,751	△ 22,967
	社債	3,981,358	4,395,691	△ 414,333
	小計	6,390,873	7,084,398	△ 693,525
合計		6,592,763	7,284,942	△ 692,179

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額720,612千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	245,861千円
退職給付費用	18,734千円
退職給付の支払額	20,409千円
期末における退職給付引当金	244,187千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	244,187千円
未積立退職給付債務	244,187千円
退職給付引当金	244,187千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	18,734千円
特定退職金共済制度への拠出金	36,882千円
臨時に支払った割増退職金等	4,011千円
合計	59,628千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金12,731千円を拠出しています。

なお、令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、90,029千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,726
賞与引当金	21,726
退職給付引当金	69,865
役員退職慰労引当金	3,941
固定資産解体等引当金	13,002
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	3,275
固定資産減損損失	123,408
特例業務負担金引当金	25,684
その他有価証券評価差額金	198,171
その他	5,385
繰延税金資産小計	496,188
評価性引当額	△ 159,602
繰延税金資産合計	336,585

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.19%
住民税均等割等	0.93%
評価性引当額の増減	△4.26%
事業分量配当金	△2.69%
税率変更による影響	△0.68%
その他	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.61%

3. 税率の変更による繰延税金資産への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を27.92%から28.63%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度の繰延税金資産は7,182千円、その他有価証券評価差額金は4,914千円それぞれ増加し、法人税等調整額は2,268千円減少しています。

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部店舗に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

第37期 注記表

秋川農業協同組合

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

③ その他有価証券

(イ) 時価のあるもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 …… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当 J A が負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当 J A の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当 J A が直売所等で販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 226,024 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 245,445 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失(雑損失) 1,301千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び当事業年度の損益を基礎としており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は247,941千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	213,948千円	構築物	23,445千円	器具備品	10,547千円
----	-----------	-----	----------	------	----------

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、国債9,992千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金2,200,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱いに係る担保にそれぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 137,745千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 459,061千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は308,507千円、危険債権額は201,488千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は509,996千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	18,448千円
うち事業取引以外の取引高	18,448千円
(2) 子会社との取引による費用総額	6,542千円
うち事業取引高	1千円
うち事業取引以外の取引高	6,540千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債等の債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に総務部リスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が24,799千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	119,163,779	119,037,389	△ 126,390
有価証券	7,304,066	7,304,059	△ 7
満期保有目的の債券	1,199,819	1,199,812	△ 7
その他有価証券	6,104,247	6,104,247	-
貸出金	33,367,225		
貸倒引当金(*1)	△ 226,002		
貸倒引当金控除後	33,141,222	33,231,586	90,363
資産計	159,609,069	159,573,034	△ 36,034
貯金	155,791,862	155,740,442	△ 51,419
負債計	155,791,862	155,740,442	△ 51,419

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としてしています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

8,730,105

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	118,863,779	-	-	-	-	300,000
有価証券						
満期保有目的 の債券		100,000		400,000	100,000	600,000
その他有価証券 のうち満期が あるもの	210,380	220,380	210,380	10,380	10,380	5,848,100
貸出金(*1, 2, 3)	2,540,136	2,284,335	1,790,823	1,686,129	1,614,443	23,244,810
合計	121,614,295	2,604,715	2,001,203	2,096,509	1,724,823	29,992,910

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 88,148千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 44,968千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 161,577千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	152,793,403	1,284,525	1,465,597	141,424	106,912	-
合計	152,793,403	1,284,525	1,465,597	141,424	106,912	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：十円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	799,819	804,690	4,870
	小計	799,819	804,690	4,870
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	400,000	395,122	△ 4,878
	小計	400,000	395,122	△ 4,878
合計		1,199,819	1,199,812	△ 7

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	9,992	9,968	23
	地方債	107,750	100,618	7,131
	社債	502,240	500,102	2,137
	小計	619,982	610,688	9,293
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	1,248,230	1,387,667	△ 139,437
	地方債	295,280	300,000	△ 4,720
	社債	3,940,755	4,196,514	△ 255,759
	小計	5,484,265	5,884,181	△ 399,916
合計		6,104,247	6,494,870	△ 390,623

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	1,517,445	74,227	—
社債	529,418	608	71,190
受益証券	343,112		56,840
合計	2,389,975	74,835	128,030

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額724,337千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	269,697千円
退職給付費用	20,681千円
退職給付の支払額	△44,516千円
期末における退職給付引当金	<u>245,861千円</u>

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	245,861千円
未積立退職給付債務	245,861千円
退職給付引当金	245,861千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	20,681千円
特定退職金共済制度への拠出金	39,364千円
臨時に支払った割増退職金等	7,592千円
合計	<u>67,637千円</u>

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金13,182千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、109,122千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		35,318
賞与引当金		22,327
退職給付引当金		68,644
役員退職慰労引当金		13,633
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		3,118
固定資産減損損失		120,348
特例業務負担金引当金		30,467
その他有価証券評価差額金		109,062
その他		12,387
繰延税金資産小計		415,307
評価性引当額		△ 169,862
繰延税金資産合計		245,445

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.12%
住民税均等割等	0.94%
評価性引当額の増減	△0.54%
事業分量配当金	△2.84%
その他	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.02%

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部店舗に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和6年6月26日総代会承認	令和7年6月27日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	746,745	764,359
剰余金処分量 (B)	264,107	262,040
任意積立金	200,000	200,000
事業基盤強靱化積立金	(-)	(100,000)
農業振興積立金	(-)	(100,000)
特別積立金	200,000	-
出資配当金	30,334	29,835
(出資配当率)	(3.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	33,773	32,205
次期繰越剰余金 (A - B)	482,637	502,318

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分	令和5年度		令和6年度	
	配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
貯 金	定期貯金平均残高の0.1%の割合	33,773	定期貯金平均残高の0.1%の割合	32,205
事業分量配当金合計		33,773		32,205

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額15,000千円が含まれていません。

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
繰越額	15,000	15,000

部門別損益計算書

◇ 令和6年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,486,228	1,216,922	561,193	296,469	400,827	10,815	
事業費用 ②	628,715	101,955	28,599	189,160	279,581	29,418	
事業総利益 (①-②) ③	1,857,512	1,114,966	532,594	107,308	121,246	△18,603	
事業管理費 ④	1,640,574	884,851	290,666	166,359	215,060	83,636	
(うち減価償却費 ⑤)	94,367	57,262	10,906	10,297	13,768	2,132	
(うち人件費 ⑤')	(1,129,455)	(575,473)	(227,645)	(106,463)	(149,246)	(70,627)	
※うち共通管理費 ⑥		332,235	105,517	58,319	62,305	16,025	△574,403
(うち減価償却費 ⑦)		(34,340)	(10,906)	(6,027)	(6,439)	(1,656)	(△59,370)
(うち人件費 ⑦')		(154,716)	(49,138)	(27,158)	(29,014)	(7,462)	(△267,490)
事業利益 (③-④) ⑧	216,938	230,114	241,928	△59,050	△93,814	△102,239	
事業外収益 ⑨	168,563	97,497	30,965	17,114	18,283	4,702	
※うち共通分⑩		97,497	30,965	17,114	18,283	4,702	△168,563
事業外費用 ⑪	5,009	2,897	920	508	543	139	
※うち共通分⑫		2,897	920	508	543	139	△5,009
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	380,492	324,714	271,973	△42,444	△76,074	△97,676	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	46,646	26,980	8,568	4,736	5,059	1,301	
※うち共通分⑰		26,980	8,568	4,736	5,059	1,301	△46,646
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	333,845	297,734	263,404	△47,180	△81,133	△98,977	
営農指導事業分配賦額 ⑲		59,653	18,954	12,302	8,066	△98,977	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	333,845	238,080	244,449	△59,483	△89,200		

※1 ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

※2 当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っておりません。よって、損益計算書の「事業収益」「事業費用」と、部門別損益計算書の「事業収益の合計」「事業費用の合計」が一致しません。

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人頭割り+人件費を除いた事業管理費割り+事業総利益割り)の平均値
 - 営農指導事業
(営農指導を除く人頭割り+人件費を除いた事業管理費割り+事業総利益割り)の平均値
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	57.85%	18.37%	10.15%	10.84%	2.79%	100.00%
営農指導事業	60.27%	19.15%	12.43%	8.15%		100.00%

◇ 令和5年度

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,547,218	1,338,432	563,957	278,216	357,160	9,451	
事業費用 ②	685,243	208,274	30,719	174,295	246,367	25,586	
事業総利益 (①-②) ③	1,861,974	1,130,157	533,237	103,920	110,793	△16,135	
事業管理費 ④	1,684,991	874,996	318,947	179,803	230,506	80,736	
(うち減価償却費 ⑤)	79,880	41,891	10,846	9,682	15,249	2,210	
(うち人件費 ⑤')	(1,194,235)	(585,047)	(255,765)	(121,800)	(163,597)	(68,025)	
※うち共通管理費 ⑥		317,253	111,313	57,600	65,251	14,196	△565,615
(うち減価償却費 ⑦)		(30,914)	(10,846)	(5,612)	(6,358)	(1,383)	(△55,115)
(うち人件費 ⑦')		(153,367)	(53,811)	(27,845)	(31,544)	(6,863)	(△273,431)
事業利益 (③-④) ⑧	176,983	255,161	214,289	△75,882	△119,713	△96,871	
事業外収益 ⑨	166,397	93,332	32,747	16,945	19,196	4,176	
※うち共通分⑩		93,332	32,747	16,945	19,196	4,176	△166,397
事業外費用 ⑪	6,770	3,797	1,332	689	781	169	
※うち共通分⑫		3,797	1,332	689	781	169	△6,770
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	336,610	344,696	245,704	△59,627	△101,297	△92,865	
特別利益 ⑭	2,290	1,284	450	233	264	57	
※うち共通分⑮		1,284	450	233	264	57	△2,290
特別損失 ⑯	6,362	3,568	1,252	647	733	159	
※うち共通分⑰		3,568	1,252	647	733	159	△6,362
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	332,538	342,412	244,903	△60,041	△101,767	△92,967	
営農指導事業分配賦額 ⑲		54,097	18,946	12,262	7,660	△92,967	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	332,538	288,314	225,956	△72,304	△109,428		

※1 ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

※2 当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っておりません。よって、損益計算書の「事業収益」「事業費用」と、部門別損益計算書の「事業収益の合計」「事業費用の合計」が一致しません。

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人頭割り+人件費を除いた事業管理費割り+事業総利益割り)の平均値
 - 営農指導事業
(営農指導を除く人頭割り+人件費を除いた事業管理費割り+事業総利益割り)の平均値
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	56.10%	19.68%	10.18%	11.53%	2.51%	100.00%
営農指導事業	58.19%	20.38%	13.19%	8.24%		100.00%

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	2,864	2,572	2,590	2,547	2,483
信用事業収益	1,320	1,314	1,360	1,338	1,216
共済事業収益	607	607	589	563	561
購買事業収益	871	477	469	467	514
販売事業収益	52	161	152	159	173
その他事業収益	12	13	18	17	19
経常利益	307	408	453	336	380
当期剰余金	255	313	365	269	281
出資金	1,071	1,052	1,039	1,027	1,013
(出資口数)	(1,071,907)	(1,052,332)	(1,039,503)	(1,027,639)	(1,013,734)
純資産額	14,308	14,408	14,419	14,593	14,581
総資産額	169,019	171,670	171,442	171,634	169,545
貯金等残高	153,377	155,955	155,707	155,791	153,796
貸出金残高	32,469	33,508	33,610	33,367	32,907
有価証券残高	7,462	8,876	9,176	7,304	9,051
剰余金配当金額	66	66	66	63	62
出資配当額	31	31	30	30	29
事業利用分量配当額	35	35	35	33	32
職員数	150	140	134	136	132
単体自己資本比率	20.13%	19.62%	20.72%	20.77%	22.20%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収益	1,098,826	1,082,936	△15,890
役務取引等収益	51,564	54,334	2,770
その他事業直接収益	74,835	-	△74,835
その他経常収益	113,207	79,651	△33,556
計	1,338,432	1,216,921	△121,511
資金調達費用	3,242	18,575	15,333
役務取引等費用	13,810	14,034	224
その他事業直接費用	125,690	102	△125,588
その他経常費用	65,531	69,242	3,711
計	208,274	101,955	△106,319
資金運用収支	1,095,584	1,064,361	△31,223
役務取引等収支	37,754	40,300	2,546
その他信用事業収支	△3,179	10,307	13,486
信用事業粗利益	1,082,482	1,104,557	22,075
(信用事業粗利益率)	0.67%	0.69%	0.02%
事業粗利益	1,938,138	1,969,773	31,635
(事業粗利益率)	1.13%	1.15%	0.02%
事業純益	198,669	276,625	77,956
実質事業純益	253,147	329,199	76,052
コア事業純益	304,002	329,301	25,299
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	304,002	329,301	25,299

注：信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用

＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合はして計算しています。）

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。）

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	160,505	1,098	0.68%	159,195	1,082	0.67%
うち預金	118,555	651	0.54%	117,665	639	0.54%
うち有価証券	8,361	73	0.87%	8,334	75	0.89%
うち貸出金	33,589	373	1.11%	33,196	367	1.10%
資金調達勘定	156,474	3	0.00%	155,217	18	0.01%
うち貯金・定期積金	156,474	3	0.00%	155,217	18	0.01%
総資金利ざや			0.12%			0.09%

- 注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△86	△16
うち貸出金	△12	△5
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	△13	2
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	△61	△12
支払利息	0	15
うち貯金・定期積金	0	15
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△86	△31

- 注 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	97,022 (62.0%)	99,011 (63.7%)	1,989
定期性貯金	59,346 (37.9%)	56,097 (36.1%)	△3,249
その他の貯金	104 (0.0%)	106 (0.0%)	1
計	156,473 (100.0%)	155,214 (100.0%)	△1,258
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	156,473 (100.0%)	155,214 (100.0%)	△1,258

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	56,925 (100.0%)	53,611 (100.0%)	△3,314
うち固定金利定期	56,925 (99.9%)	53,611 (99.9%)	△3,314
うち変動金利定期	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
財形貯蓄残高	4	-	△4

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付金	- (0.0%)	1 (0.0%)	0
証書貸付金	33,512 (99.7%)	33,113 (99.7%)	△399
当座貸越	83 (0.2%)	87 (0.2%)	4
合 計	33,596 (100.0%)	33,202 (100.0%)	△393

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	1,252 (3.7%)	1,275 (3.8%)	22
林業	85 (0.2%)	83 (0.2%)	△1
水産業	14 (0.0%)	13 (0.0%)	0
製造業	2,408 (7.2%)	2,324 (7.0%)	△83
電気・ガス・熱供給水道業	322 (0.9%)	299 (0.9%)	△23
運輸・通信業	1,513 (4.5%)	1,548 (4.7%)	34
金融・保険業	619 (1.8%)	652 (1.9%)	32
卸売・小売業・サービス業・飲食業	8,225 (24.6%)	8,303 (25.2%)	78
地方公共団体	376 (1.1%)	226 (0.6%)	△149
その他	18,545 (55.5%)	18,177 (55.2%)	△368
合 計	33,367 (100.0%)	32,907 (100.0%)	△460

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	446	386	△59
不動産	29,975	29,532	△442
その他担保物	644	671	26
小 計	31,066	30,590	△475
農業信用基金協会保証	663	906	242
その他保証	203	243	40
小 計	866	1,149	283
信 用	1,346	1,076	△270
合 計	33,279	32,816	△462

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	4,466 (13.3%)	3,768 (11.4%)	△697
変動金利貸出	28,778 (86.2%)	29,017 (88.1%)	239
合 計	33,367 (100.0%)	32,907 (100.0%)	△460

() 内は構成比

5 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
運転資金	692 (2.0%)	845 (2.5%)	153
設備資金	8,449 (25.3%)	7,792 (23.6%)	△657
生活資金	23,762 (71.2%)	23,958 (72.8%)	196
その他	461 (1.3%)	309 (0.9%)	△152
合 計	33,367 (100.0%)	32,907 (100.0%)	△460

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
野菜・園芸	0	-	0
養豚・肉牛・酪農	1	1	0
その他農業	33	22	△11
合 計	35	23	△12

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	35	23	△12
合 計	35	23	△12

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	326	155	53	117	326
	令和5年度	308	155	29	124	308
危険債権	令和6年度	191	109	42	39	191
	令和5年度	201	108	45	47	201
要管理債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小計	令和6年度	518	264	96	156	518
	令和5年度	509	263	74	171	509
正常債権	令和6年度	32,401				
	令和5年度	32,876				
合計	令和6年度	32,919				
	令和5年度	33,386				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	68	54	-	68	54	54	52	-	54	52
個別貸倒引当金	183	171	-	183	171	171	156	-	171	156
合 計	251	226	-	251	226	226	209	-	226	209

10 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	45	130	44	129
	金額	25,510	39,550	27,368	37,444
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	-	-	-	-
雑為替	件数	8	8	7	7
	金額	17,036	16,823	18,410	18,182
合計	件数	53	138	52	137
	金額	42,547	56,373	45,778	55,626

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種	類	令和5年度	令和6年度
公共債窓販実績		19	55

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	1,559	1,494	△ 65
地方債	353	475	122
金融債	400	400	-
社債	5,476	5,767	291
受益証券	373	-	△ 373
その他証券	200	200	-
合 計	8,362	8,334	△ 28

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和5年度								
国債	-	10	-	-	-	1,400	-	1,410
地方債	-	-	-	-	200	200	-	400
金融債	-	-	-	200	200	-	-	400
社債	200	500	500	700	500	2,900	-	5,300
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他証券	-	-	-	-	100	100	-	200
令和6年度								
国債	10	-	-	-	100	1,400	-	1,510
地方債	905	-	-	-	200	189	-	1,294
金融債	-	-	-	200	200	-	-	400
社債	300	1,300	300	700	560	3,200	-	6,360
その他証券	-	-	-	-	100	100	-	200

4 有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	799	804	4	200	200	0
	小計	799	804	4	200	200	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	400	395	△ 4	2,259	2,230	△ 28
	小計	400	395	△ 4	2,259	2,230	△ 28
合 計		1,199	1,199	△ 7	2,459	2,430	△ 28

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	債券	619	610	9	201	200	1
	国債	9	9	0	-	-	-
	地方債	107	100	7	101	100	1
	社債	502	500	2	100	100	0
	小計	619	610	9	201	200	1
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	債券	5,484	5,884	△ 399	6,390	7,084	△ 693
	国債	1,248	1,387	△ 139	1,241	1,497	△ 256
	地方債	295	300	△ 4	1,167	1,190	△ 22
	社債	3,940	4,196	△ 255	3,981	4,395	△ 414
	小計	5,484	5,884	△ 399	6,390	7,084	△ 693
合 計		6,104	6,494	△ 390	6,592	7,284	△ 692

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 （ファンド ラップ含む）	-	69

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和5年度	令和6年度
残高有り 投資信託 口座数	-	70

共済事業

1 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種	類	令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	8,713	67,817	8,881	66,333
	定期生命共済	142	1,437	146	1,526
	養老生命共済	3,660	16,825	3,261	14,226
	(うちこども共済)	2,527	7,300	2,394	6,585
	医療共済	6,478	2,712	6,332	2,567
	がん共済	1,209	105	1,204	103
	定期医療共済	100	317	94	313
	介護共済	827	1,422	917	1,852
	認知症共済	97		98	
	生活障害共済	119		120	
	特定重度疾病共済	295		307	
	年金共済	5,445	42	5,368	42
建物更生共済		13,925	221,950	13,726	218,913
合 計		41,010	312,631	40,454	305,879

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種	類	令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		6,478	33	6,332	31
			158		168
がん共済		1,209	8	1,204	8
定期医療共済		100	0	94	0
合 計		7,787	41	7,630	40
			158		168

(注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2) 医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種	類	令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		827	2,567	917	3,057
認知症共済		97	164	98	166
生活障害共済(一時金型)		77	347	78	352
生活障害共済(定期年金型)		42	43	42	44
特定重度疾病共済		295	392	307	405

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,889	2,778	3,702	2,608
年金開始後	1,556	1,160	1,666	1,205
合 計	5,445	3,939	5,368	3,814

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,634	21,733	19	1,644	21,760	19
自動車共済	10,842		489	10,851		493
傷害共済	12,192	47,819	1	11,465	43,211	1
定額定期生命共済	6	22	0	5	18	0
賠償責任共済	493		0	446		0
自賠責共済	3,871		63	3,894		63
合 計	29,038		575	28,305		579

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	26,794	23,570
飼料	6,008	7,212
農業機械	49,578	67,666
包装資材	2,168	2,166
保温資材	28,021	15,880
農薬	65,215	57,197
自動車	104	265
その他	50,975	49,514
小 計	228,867	223,473
生活物資		
食品	303,821	321,280
米	69,298	97,820
一般食品	234,523	223,460
衣料品	7,213	3,132
耐久消費財	51,941	59,182
日用雑貨	15,140	15,808
燃料	1,910	1,930
その他	291,943	312,901
小 計	671,972	714,237
合 計	900,840	937,711

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
野菜	533,139	564,369
果実	795	532
花き・花木	1,180	2,600
畜産物	38,880	45,846
その他	-	105
合 計	573,995	613,454

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
J A仕入品	131,957	151,175
合 計	131,957	151,175

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 加工事業

該当する取引はありません。

2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
受託宅地等供給収益	8,453	8,992
合 計	8,453	8,992
費用		
受託宅地等供給費用	174	332
合 計	174	332
差 引 利 益	8,279	8,659

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収入		
指導補助金	140	-
実費収入	-	0
指導雑収入	9,309	10,814
合 計	9,451	10,815
支出		
営農改善費	15,055	17,645
生活文化事業費	4,314	4,546
健康管理費	1,861	2,290
指導雑費	4,354	4,936
合 計	25,586	29,418
収 支 差 額	△16,135	△18,603

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
利用収益	18	12
合 計	18	12
費用		
利用費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	18	12

6 旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	3,185	3,045
一店舗当り貯金残高	22,255	21,970
一職員当り貸出金残高	2,471	3,134
一店舗当り貸出金残高	6,673	6,581
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	10,743	12,235
一店舗当り長期共済保有高	52,105	50,979
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	72	53
一職員当り販売品取扱高	88	152
一店舗当り購買品取扱高	300	312

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。
なお、経済事業関係の「一職員当り販売品取扱高」は、買取販売に係る販売高を含んでいます。

2 利益率

(単位：%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.10%	0.20%	0.10%
資本経常利益率	2.30%	2.60%	0.30%
総資産当期純利益率	0.10%	0.10%	0.00%
資本当期純利益率	1.80%	1.90%	0.10%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減	
貯貸率	期末	21.40%	21.30%	-0.10%
	期中平均	21.40%	21.30%	-0.10%
貯証率	期末	4.60%	5.80%	1.20%
	期中平均	5.30%	5.30%	0.00%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,811	15,013
うち、出資金及び資本準備金の額	1,027	1,013
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	13,856	14,074
うち、外部流出予定額(△)	64	62
うち、上記以外に該当するものの額	△9	△12
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54	52
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54	52
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,865	15,066
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	19
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	20	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20	19
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	14,844	15,047

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,772	65,688
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,089
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	3,680	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	71,453	67,778
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	20.77%	22.20%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「I」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	365	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,399	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	779	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	100	10	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	119,265	23,943	957
法人等向け	3,985	2,150	86
中小企業等向け及び個人向け	7,885	3,326	133
抵当権付住宅ローン	6,588	2,202	88
不動産取得等事業向け	3,331	3,258	130
三月以上延滞等	9	0	0
取立未済手形	38	7	0
信用保証協会等保証付	12,327	1,230	49
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	427	427	17
（うち出資等のエクスポージャー）	427	427	17
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	15,662	31,216	1,248
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,398	5,995	239
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	8,302	20,756	830
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	188	472	18
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,772	3,991	159

証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	172,166	67,772	2,710
CVARリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	172,166	67,772	2,710
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	3,680		147
所要自己資本額計	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	71,453		2,858

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	491	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,499	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,519	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者向け	115,258	23,061	922
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100	30	1
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,761	1,650	66
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,260	628	25
（うちトランザクター向け）	0	0	0
不動産関連向け	17,995	6,430	257
（うち自己居住用不動産等向け）	10,384	2,992	119
（うち賃貸用不動産向け）	6,404	2,405	96
（うち事業用不動産関連向け）	1,205	1,032	41
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	100	100	4
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	335	253	10
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	119	74	2
取立未済手形	25	5	0
信用保証協会等保証付	13,016	1,299	51
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	427	427	17
共済約款貸付	-	-	-

上記以外	14,468	31,747	1,269
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	2,958	7,397	295
(うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	8,350	20,877	835
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	209	524	20
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,948	2,948	117
証券化	-	-	-
(うちS T C 要件適用分)	-	-	-
(うち非S T C 適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計(簡便法)	170,379	65,688	2,627
C V A リスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	170,379	65,688	2,627
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	2,089	所要自己資本額 b=a×4% 83
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	67,778	所要自己資本額 b=a×4% 2,711

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,089
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	83
B I	1,393
B I C	167

- (注)
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内	172,166	33,386	7,711	9	170,379	33,004	9,763	455
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	172,166	33,386	7,711	9	170,379	33,004	9,763	455
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	104	4	100	-	302	2	300
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,272	1,072	200	6	1,386	1,186	200
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,724	15	1,708	-	1,722	14	1,707
	運輸・通信業	702	-	702	-	802	-	802
	金融・保険業	121,963	-	2,798	-	118,817	-	3,659
	卸売・小売・飲食・サービス業	823	422	401	-	699	399	300
	日本国政府・地方公共団体	2,178	377	1,800	-	3,018	227	2,791
	上記以外	1,784	50	-	-	1,767	46	-
	個人	31,468	31,444	-	3	31,176	31,128	-
	その他	10,144	-	-	-	10,684	-	-
業種別残高計	172,166	33,386	7,711	9	170,379	33,004	9,763	
1年以下	116,263	497	200		116,738	667	1,212	
1年超3年以下	1,456	944	512		2,117	815	1,302	
3年超5年以下	1,133	632	501		811	510	300	
5年超7年以下	1,712	810	901		1,743	841	901	
7年超10年以下	2,826	1,819	1,006		3,131	1,966	1,165	
10年超	33,337	28,447	4,589		32,928	27,748	4,880	
期限の定めのないもの	15,436	233	-		12,908	455	-	
残存期間別残高計	172,166	33,386	7,711		170,379	33,004	9,763	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	68	54	-	68	54	54	52	-	54	52
個別貸倒引当金	183	171	-	183	171	171	156	-	171	156

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	183	171	-	183	171		171	156	-	171	156		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	183	171	-	183	171		171	156	-	171	156		
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動 産業	79	78	-	79	78	-	78	76	-	78	76	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	4	2	-	4	2	-	2	-	-	2	-	-
	個人	99	90	-	99	90	-	90	80	-	90	80	-
業種別計	183	171	-	183	171	-	171	156	-	171	156	-	

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%) (=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	491		491			0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,499		1,499			0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	1,519		1,519			0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20	100		100		10	10
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	115,258		115,258		23,061	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	100		100		30	30
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	3,752	22	3,737	9	1,650	44
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,223	95	773	36	628	77
(うちトランザクター向け)	45		1		0	0	45
不動産関連向け	20～150	17,955	98	17,899	39	6,430	36
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	10,345	98	10,317	39	2,992	29
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	6,404		6,380		2,405	38
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	1,205		1,200		1,032	86
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100～150						
劣後債権及びその他資本性証券等	150	100		100		100	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	224		224		253	113
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	74		74		74	100
取立未済手形	20	25		25		5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	13,016		12,992		1,299	10

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
共済約款貸付	0						
株式等	250～400	427		427		427	100
上記以外	100～1250	14,468	0	14,468	0	31,747	219
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	2,958		2,958		7,397	250
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	8,350		8,350		20,877	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	209		209		524	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,948	0	2,948	0	2,948	100
証券化	-						
(うちS T C 要件適用分)	-						
(うち短期S T C 要件適用分)	-						
(うち不良債権証券化適用分)	-						
(うちS T C ・不良債権証券化要件適用分)	-						
再証券化	-						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-						
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-						
合計(信用リスク・アセットの額)	-					65,688	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1					0	1							
外国の中央政府及び中央銀行向け														
国際決済銀行等向け														
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	1					0	1							
外国の中央政府等以外の公共部門向け														
地方公共団体金融機構向け		0				0	0							
我が国の政府関係機関向け														
地方三公社向け														
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け														
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	115	0					0	115						
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		0					0	0						
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け														
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	2				0		0	0	3				
(うち特定貸付債権向け)														
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他の資本証券			0					0						
株式等				0				0						
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け		0	0	0	0	0	0	0						
(うちトランザクター向け)		0												
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	10	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	3	1		0	0	0	0		0		0	6		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	1							
	60%	その他	合計											
不動産関連向けうちその他不動産関連向け														
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向けうちADC向け														
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		0	0	0	0	0	0	0						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			0					0						
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	0						0	0						
取立未済手形				0			0	0						
信用保証協会等による保証付	0		12					0	12					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付														
共済約款貸付														

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	3,184	3,184
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	12,401	12,401
	リスク・ウェイト20%	300	124,460	124,761
	リスク・ウェイト35%	-	6,065	6,065
	リスク・ウェイト50%	3,012	309	3,322
	リスク・ウェイト75%	-	3,351	3,351
	リスク・ウェイト100%	-	8,189	8,189
	リスク・ウェイト150%	-	0	0
	リスク・ウェイト250%	-	10,889	10,889
	その他	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-
計		3,312	168,853	172,166

- (注)
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計しています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	146,720			146,204
40%～70%	6,251	35	39%	6,257
75%	621	83	40%	652
80%				
85%	93			93
90%～100%	856	95	40%	876
105%～130%	495			494
150%	200			200
250%	427			427
400%				
1250%				
その他	0	1	10%	0
合計	155,669	216	39%	155,208

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-
法人等向け	0	-
中小企業等向け及び個人向け	2	4,138
抵当権付住宅ローン	-	475
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	843
合 計	3	5,456

- (注)
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	0	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	146
自己居住用不動産等向け	-	4,786
賃貸用不動産向け	-	-
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	-	13
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合 計	2	4,946

- (注)
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 - 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ・CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8 マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、自己資本比率算出要領によりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ・BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はありません。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

10 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,730	8,730	8,778	8,778
合計	8,730	8,730	8,778	8,778

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用していません。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、短期資産の保有割合増加によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	19	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	30	145
3	スティープ化	508	412		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	306	359		
7	最大値	508	412	30	145
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	14,845		15,047	

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	74,260	55,733

（注1） 対象役員は、理事18名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3） 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬等々の平均額としております。

（注4） 令和6年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員数	3,665	3,555	△110
個人	3,664	3,554	△110
法人	1	1	-
准組合員数	9,908	10,080	172
個人	9,867	10,042	175
法人	41	38	△3
合 計	13,573	13,635	62

2 組合員組織の状況

(令和7年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
営農部会	242 人
畜産部会	6 人
青壮年部	49 人
女性部	601 人
資産管理部会	77 人
スイートコーン部会	87 人
直売所運営委員会	213 人
年金友の会	6,146 人
多西地区支部長会	15 支部
東秋留地区支部長会	5 支部
西秋留地区支部長会	8 支部
日の出地区支部長会	25 支部
増戸地区支部長会	14 支部
戸倉地区支部長会	18 支部
五日市地区支部長会	17 支部
桧原地区支部長会	26 支部

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和7年4月1日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	谷澤 俊明	常勤	理事	中村 敏信	非常勤
代表理事専務	岡田 正則	常勤	理事	吉澤 桂一	非常勤
代表理事常務	栗原 保之	常勤	理事	渡辺 一彦	非常勤
代表理事常務	島崎 明広	常勤	理事	井上 万宏	非常勤
理事	甲野 富和	非常勤	理事	小野 利仁	非常勤
理事	木住野 盛男	非常勤	理事	鈴木 秀夫	非常勤
理事	馬場 敏明	非常勤	理事	竹内 孝英	非常勤
理事	高橋 勇	非常勤	代表監事	野口 隆昭	非常勤
理事	澤本 修	非常勤	常勤監事	井竹 博	常勤
理事	橋本 敦美	非常勤	監事	御手洗 寿雄	非常勤
理事	山本 孝子	非常勤	監事	山崎 哲亨	非常勤

4 役員数【記載任意】

項目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
理事	16	2	18	16	2	18
監事	4	-	4	4	-	4

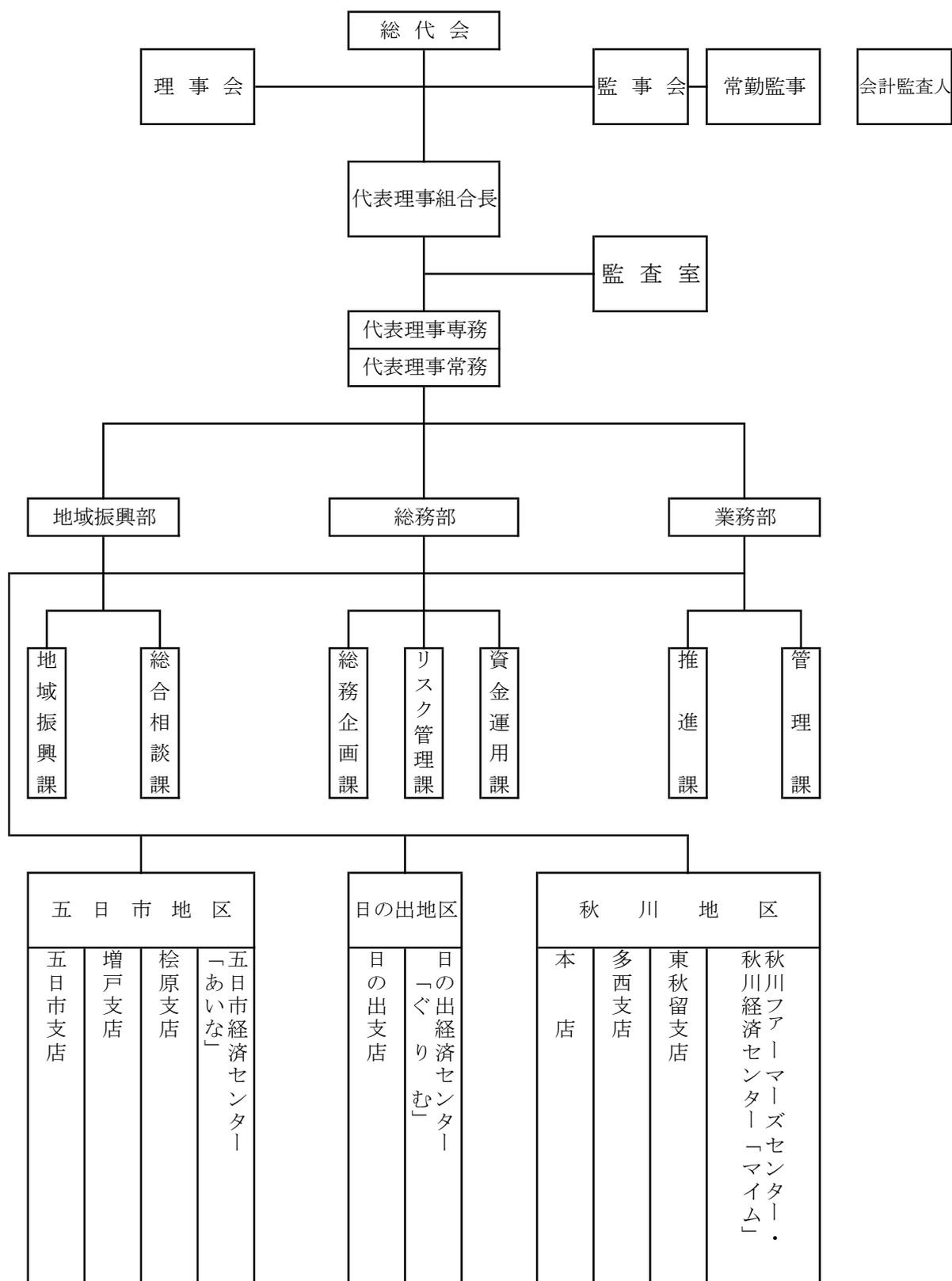
5 職員

(単位：人)

項目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	80	52	132	77	50	127
営農指導員	3	-	3	3	-	3
生活指導員	-	1	1	-	2	2
合計	83	53	136	80	52	132

6 組織機構図

(令和7年4月1日 現在)



7 地区一覧

(令和7年4月1日 現在)

あきる野市・日の出町・桧原村

8 沿革・歩み

秋川農業協同組合（JAあきがわ）は、昭和62年4月秋川流域1市2町1村の中の8つの農業協同組合（多西、東秋留、西秋留、日の出、増戸、戸倉、五日市、桧原）が合併し、設立された農業協同組合です。おかげさまで平成29年、合併30周年を迎えました。

特に行政圏（旧秋川市、旧五日市町、日の出町、桧原村）を超えた広域合併農業協同組合として全国的にも注目を浴びました。

JAあきがわの管内となる区域は生産緑地及び市街化区域、調整区域、農振区域、山間区域と区別され、それぞれに生産条件、経営規模が異なり地域ごとに特色ある農業環境となっております。また平成7年9月、旧秋川市と旧五日市町との合併がなされ「あきる野市」が誕生しました。このことにより急速に都市化が進み、一方山間部では高齢化、過疎化が進むといった状況にあります。

合併当初の組合員数は正准合わせて8,203名（正4,739名、准3,824名）で、以来青壮年部、女性部（平成8年5月婦人部より改名）をはじめとする各種組合員組織も整備され、8つの地区には128の支部が置かれています。指導事業、信用事業、共済事業、購買事業、販売事業を柱とする各種事業も順調な伸長を見せており、宅地等供給事業等の事業も地域住民の高まる需要に支えられ順調に推移しております。

平成5年8月には行政圏との共同施設である「秋川ファーマーズセンター」の運営に着手し、支店においても統合・機能集約を重ね、現在店舗数は本店を含めて7店舗、4つのセンターを擁し、管内をくまなく網羅し活力ある事業推進を展開すると同時に、地域の経済団体としても大きな役割を果たしております。

また、組合員・地域住民の皆さまの利便性を高めるため、平成28年1月15日に子会社「JAあきがわエネルギー株式会社」を設立し、燃料センターに関連する事業（LPガスの供給及びガソリンスタンド運営事業等）を平成28年4月1日に譲渡しました。

同じく平成28年4月より、営農支援事業を新たにスタートさせ、農業用機械の出張修理や無料点検、不耕作地解消へ向けた耕作支援を行っております。

令和3年3月3日に住宅ローンセンターを開所しました。

9 店舗一覧

(令和7年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	197-0804	東京都あきる野市秋川3-1-1	042 (559) 5115	2
多西支店	197-0802	東京都あきる野市草花3076	042 (558) 7621	1
東秋留支店	197-0814	東京都あきる野市二宮2305-2	042 (558) 0078	2
日の出支店	190-0182	東京都西多摩郡日の出町平井2500	042 (597) 2121	1
増戸支店	190-0142	東京都あきる野市伊奈859-1	042 (596) 1221	1
五日市支店	190-0164	東京都あきる野市五日市18	042 (596) 1431	2
桧原支店	190-0200	東京都西多摩郡桧原村467-1	042 (598) 0006	1
秋川経済センター「マイム」	197-0814	東京都あきる野市二宮818-1	042 (559) 7666	無
五日市経済センター「あいな」	190-0154	東京都あきる野市高尾3-1	042 (596) 1280	無
日の出経済センター「ぐりむ」	190-0181	東京都西多摩郡日の出町大久野17-2	042 (597) 0340	無
JAあきがわエネルギー（株）	190-0182	東京都西多摩郡日の出町平井2500-1	042 (597) 1712	無

店舗外ATM設置台数 2台

10 特定信用事業代理業者の状況

(令和7年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

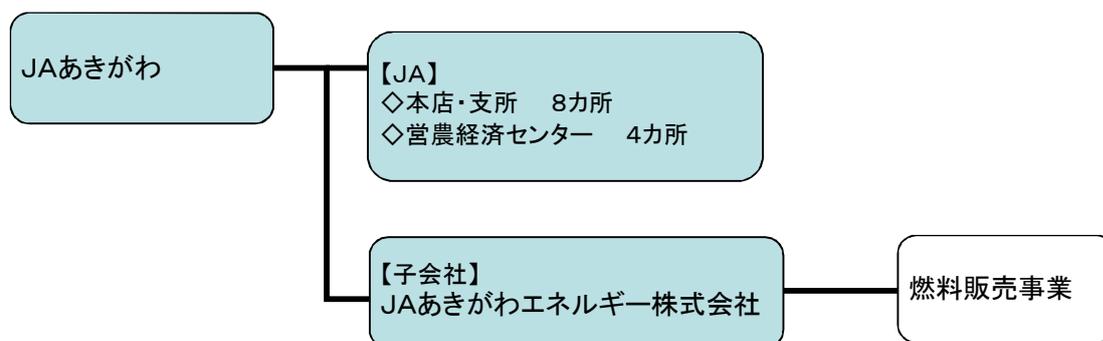
I	概況及び組織に関する事項	
1	業務の運営の組織	94
2	理事及び監事の氏名及び役職名	95
3	事務所の名称及び所在地	96
4	特定信用事業代理業者に関する事項	97
II	主要な業務の内容	
5	主要な業務の内容	15
III	主要な業務に関する事項	
6	直近の事業年度における事業の概況	5
7	直近の5事業年度における主要な業務の状況	
	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	52
	②経常利益又は経常損失	52
	③当期剰余金又は当期損失金	52
	④出資金及び出資口数	52
	⑤純資産額	52
	⑥総資産額	52
	⑦貯金等残高	52
	⑧貸出金残高	52
	⑨有価証券残高	52
	⑩単体自己資本比率	52
	⑪剰余金の配当の金額	52
	⑫職員数	52
8	直近の2事業年度における事業の状況	
	①主要な業務の状況を示す指標	52
	②貯金に関する指標	55
	③貸出金等に関する指標	56
	④有価証券に関する指標	62
IV	業務の運営に関する事項	
9	リスク管理の体制	11
10	法令遵守の体制	12
11	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
12	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
V	組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	23
14	債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59
	②危険債権	59
	③三月以上延滞債権	59
	④貸出条件緩和債権	59
	⑤正常債権	59
15	元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	60
16	自己資本の充実の状況	72
17	次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	①有価証券	63
	②金銭の信託	64
	③デリバティブ取引	64
	④金融等デリバティブ取引	64
	⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	64
18	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	80
19	貸出金償却の額	80
20	会計監査人の監査を受けている旨	147

連結情報

□ グループの概況

○グループの事業系統図

J Aあきがわのグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



○子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又 は出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社 等の議決権 比率
J Aあきがわ エネルギー(株)	西多摩郡日の出 町平井2500-1	燃料販売	平成28年1月15日	80	100%	-

○連結事業概況（令和6年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度の当 J A の連結決算は、子会社を連結しております。
連結決算の内容は、連結経常収益1,947百万円、連結当期剰余金285百万円、連結純資産14,665百万円、連結総資産169,520百万円で、連結自己資本比率は22.25%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

J Aあきがわエネルギー株式会社

組合員の利便性を高める目的として、平成28年4月1日より L P ガス業務とガソリンスタンドにおける燃料供給事業を開始しました。第9年度にあたる令和6年度の売上高は435,381千円余となり、税引き前当期利益は12,705千円余を計上しました。

○最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業総利益	2,056	2,077	2,133	1,958	1,947
信用事業利益	1,197	1,226	1,292	1,130	1,114
購買事業利益	237	215	222	233	236
販売事業利益	50	66	65	70	72
共済事業利益	577	578	556	533	532
その他事業利益	△ 7	△ 9	△ 3	△ 7	△ 9
連結経常利益	331	414	469	353	387
連結当期剰余金	269	314	375	279	285
連結純資産額	14,367	14,469	14,489	14,673	14,665
連結総資産額	168,973	171,635	171,416	171,614	169,520
連結自己資本比率	20.22%	19.69%	20.82%	20.88%	22.25%

注 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

□ 連結貸借対照表

・資産の部

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	160,372,806	157,780,821
(1) 現金及び預金	119,530,249	115,617,868
(2) 買入金銭債権	-	-
(3) 金銭の信託	-	-
(4) 有価証券	7,304,066	9,051,860
(5) 貸出金	33,367,225	32,907,141
(6) その他の信用事業資産	397,267	413,073
(7) 債務保証見返	-	-
(8) 貸倒引当金	△226,002	△209,123
2. 共済事業資産	8,897	9,181
(1) 共済貸付金	-	-
(2) その他の共済事業資産	8,897	9,181
(3) 貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	100,172	114,689
(1) 受取手形及び経済事業未収金	47,371	65,494
(2) 棚卸資産	46,864	47,413
(3) その他の経済事業資産	6,240	2,067
(4) 貸倒引当金	△303	△285
4. 雑資産	134,073	154,453
5. 固定資産	2,102,422	2,426,142
(1) 有形固定資産	2,073,827	2,399,471
建物	2,122,859	2,429,406
機械装置	28,115	26,104
土地	1,138,325	1,138,325
リース資産	-	-
建設仮勘定	13,913	-
その他の有形固定資産	641,634	638,464
減価償却累計額	△1,871,019	△1,832,828
(2) 無形固定資産	28,594	26,670
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	28,594	26,670
6. 外部出資	8,650,205	8,698,330
(1) 外部出資	8,650,205	8,698,330
(2) 外部出資等損失引当金	-	-
7. 繰延税金資産	245,445	336,585
8. 再評価に係る繰延税金資産	-	-
9. 繰延資産	-	-
資産の部合計	171,614,022	169,520,203

・負債の部

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業負債	155,719,050	153,712,560
(1) 貯金	155,654,116	153,652,186
(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 借入金	-	-
(4) その他の信用事業負債	64,933	60,374
(5) 債務保証	-	-
2. 共済事業負債	452,924	424,711
(1) 共済借入金	-	-
(2) 共済資金	220,834	188,005
(3) その他の共済事業負債	232,090	236,706
3. 経済事業負債	85,945	99,624
(1) 支払手形及び経済事業未払金	85,945	99,624
(2) その他の経済事業負債	-	-
4. 設備借入金	-	-
5. 雑負債	198,512	145,475
6. 諸引当金	483,785	472,372
(1) 賞与引当金	79,969	77,817
(2) 退職給付に係る負債	245,861	244,187
(3) 役員退職慰労引当金	48,831	13,767
(4) 特例業務負担金引当金	109,122	90,029
(5) 固定資産解体等引当金	-	46,570
7. 繰延税金負債	-	-
8. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
負債の部合計	156,940,217	154,854,744
・純資産の部		
1. 組合員資本	14,955,365	15,159,467
(1) 出資金	1,027,539	1,013,634
(2) 資本剰余金	13,113,782	13,314,342
(3) 利益剰余金	823,121	843,922
(4) 処分未済持分	△ 9,077	△ 12,431
(5) 子会社の所有する親組合出資金	-	-
2. 評価・換算差額等	△ 281,561	△ 494,008
(1) その他有価証券評価差額金	△ 281,561	△ 494,008
(2) 繰延ヘッジ損益	-	-
(3) 土地再評価差額金	-	-
(4) 退職給付に係る調整累計額	-	-
3. 非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	14,673,804	14,665,458
負債及び純資産の部合計	171,614,022	169,520,203

□ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,958,873	1,947,594
(1) 信用事業収益	1,338,432	1,216,922
資金運用収益	1,098,826	1,082,936
(うち預金利息)	(444,114)	(455,721)
(うち有価証券利息)	(73,926)	(75,499)
(うち貸出金利息)	(373,164)	(367,853)
(うちその他受入利息)	(207,619)	(183,861)
役務取引等収益	51,564	54,334
その他事業直接収益	74,835	-
その他経常収益	113,207	79,651
(2) 信用事業費用	208,273	101,954
資金調達費用	3,241	18,574
(うち貯金利息)	(3,195)	(18,518)
(うち給付補填備金繰入)	(45)	(55)
(うち譲渡性貯金利息)	-	-
(うち借入金利息)	-	-
(うちその他支払利息)	(209)	(0)
役務取引等費用	13,810	14,034
その他事業直接費用	125,690	102
その他経常費用	65,531	69,242
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△25,966)	(△16,878)
(うち貸出金償却)	-	-
信用事業総利益	1,130,159	1,114,967
(3) 共済事業収益	563,957	561,193
共済付加収入	534,154	525,877
その他の収益	29,802	35,315
(4) 共済事業費用	30,719	28,599
共済推進費及び共済保全費	16,537	13,605
その他の費用	14,182	14,993
共済事業総利益	533,237	532,594
(5) 購買事業収益	910,346	944,315
購買品供給高	837,454	869,387
購買手数料	70,619	72,429
その他の収益	2,272	2,498
(6) 購買事業費用	677,245	707,340
購買品供給原価	632,121	661,786
購買品供給費	41,154	41,881
その他の費用	3,969	3,672
購買事業総利益	233,100	236,974
(7) 販売事業収益	159,438	173,860
販売品販売高	104,025	117,425
販売手数料	51,019	54,109
その他の収益	4,392	2,325
(8) 販売事業費用	89,223	100,871
販売品販売原価	82,339	93,249
販売費	5,028	5,911
その他の費用	1,855	1,709
販売事業総利益	70,214	72,989

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 保管加工事業収益	-	-
(10) 保管加工事業費用	-	-
保管加工事業総利益	-	-
(11) 高齢者福祉事業収益	-	-
(12) 高齢者福祉事業費用	-	-
高齢者福祉事業総利益	-	-
(13) 利用事業収益	18	12
(14) 利用事業費用	-	-
利用事業総利益	18	12
(15) 宅地等供給事業収益	8,453	8,992
(16) 宅地等供給事業費用	174	332
宅地等供給事業総利益	8,279	8,659
(17) 旅行事業収益	-	-
(18) 旅行事業費用	-	-
旅行事業総利益	-	-
(19) その他事業収益	-	-
(20) その他事業費用	-	-
その他事業総利益	-	-
(21) 指導事業収入	9,451	10,815
(22) 指導事業支出	25,586	29,418
指導事業収支差額	△ 16,135	△ 18,603
2. 事業管理費	1,747,236	1,705,027
(1) 人件費	1,250,000	1,188,021
(2) その他事業管理費	497,236	517,005
事業利益	211,636	242,567
3. 事業外収益	148,290	150,113
(1) 受取雑利息	-	0
(2) 受取出資配当金	134,706	136,841
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	13,584	13,272
4. 事業外費用	6,798	5,083
(1) 支払雑利息	-	-
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	6,798	5,083
経常利益	353,129	387,597
5. 特別利益	2,290	-
(1) 固定資産処分益	2,290	-
(2) その他の特別利益	-	-
6. 特別損失	6,362	46,646
(1) 固定資産処分損	42	76
(2) 減損損失	-	-
(3) その他の特別損失	6,320	46,570
税金等調整前当期利益	349,057	340,951
法人税・住民税及び事業税	57,716	57,514
法人税等調整額	12,085	△ 2,031
法人税等合計	69,802	55,482
当期利益	279,255	285,468
非支配株主に帰属する当期利益	-	-
当期剰余金	279,255	285,468

□ 連結注記表等

◇令和6年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・・・・・ 1社

J Aあきがわエネルギー株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

3月末日 1社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

(単位：千円)

現金及び預金勘定	115,617,868,775
別段預金及び定期預金及び譲渡性預金	▲ 114,323,520,000
現金及び現金同等物	1,294,348,775

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法

②満期保有目的の債券

③その他有価証券 償却原価法（定額法）

(イ) 時価のあるもの・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等・・買取販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・買取販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

(5) 固定資産解体等引当金

建物解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 実務対応報告第32号の適用

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

III. 会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

IV. 会計上の見積もりに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 209,123 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 336,585 千円※

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び当事業年度の損益を基礎としており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は247,941千円であり、その内訳は次のとおりで

建物	213,948千円	構築物	23,445千円	器具備品	10,547千円
----	-----------	-----	----------	------	----------

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、国債9,991千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金2,200,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱いに係る担保にそれぞれ供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 487,045千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は326,312千円、危険債権額は191,695千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は518,008千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に総務部リスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が169,718千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金及び現金	115,617,868	115,317,069	▲300,799
有価証券	9,051,860	9,023,611	▲28,249
満期保有目的の債券	2,459,097	2,430,848	▲28,249
その他有価証券	6,592,763	6,592,763	-
貸出金	32,907,141		
貸倒引当金(*1)	▲209,123		
貸倒引当金控除後	32,698,018	32,722,723	24,705
資産計	157,367,747	157,063,404	304,343
貯金	153,652,186	153,484,512	▲167,673
借入金			
負債計	153,652,186	153,484,512	▲167,673

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 預金・貯金・借入金の時価には、子会社分を含めていません。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金及び現金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

現金については、時価は帳簿価額と同一であることから、当該帳簿価額によっています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	連結貸借対照表計上額
外部出資	8,778,230

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金 (*4, 5)	114, 825, 388	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	100, 000	100, 000	1, 000, 000	100, 000	-	1, 160, 000
その他有価証券のうち 満期があるもの	1, 125, 780	210, 380	10, 380	10, 380	210, 380	5, 737, 720
貸出金 (*1, 2, 3)	2, 461, 259	1, 950, 090	1, 777, 872	1, 581, 564	1, 548, 317	23, 253, 693
合計	118, 512, 428	2, 260, 470	2, 788, 252	1, 691, 944	1, 758, 697	30, 451, 413

(*1) 貸出金のうち、当座貸越90,232千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等62,303千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件272,040千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(*4) 現金については、「1年以内」に含めています。

(*5) 預金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1, 2, 3)	150, 454, 306	1, 527, 959	1, 466, 305	107, 053	241, 171	-
借入金 (*4)						
合計	150, 454, 306	1, 527, 959	1, 466, 305	107, 053	241, 171	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(*2) 貯金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債権において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	社債	200, 000	200, 060	60
	小 計	200, 000	200, 060	60
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	社債	2, 259, 097	2, 230, 788	▲28, 309
	小 計	2, 259, 097	2, 230, 788	▲28, 309

(2) その他有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表計 上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	101,820	100,544	1,275
	社債	100,070	100,000	70
	小計	201,890	200,544	1,345
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	国債	1,241,731	1,497,954	▲256,223
	地方債	1,167,784	1,190,751	▲22,967
	社債	3,981,358	4,395,691	▲414,333
	小計	6,390,873	7,084,398	▲693,525
合計		6,592,763	7,284,942	▲692,179

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額720,612千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	245,861 千円
退職給付費用	18,734 千円
退職給付の支払額	20,409 千円
期末における退職給付引当金	244,187 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	244,187 千円
未積立退職給付債務	244,187 千円
退職給付に係る負債	244,187 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	18,734 千円
特定退職共済制度への拠出金	36,882 千円
臨時に支払った割増退職金	4,011 千円
合計	59,628 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金12,731千円を拠出しています。

なお、令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、90,029千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,726
賞与引当金	21,726
退職給付引当金	69,865
役員退職慰労引当金	3,941
固定資産解体等引当金	13,002
未払法人事業税及び未払地方法人特別税	3,275
固定資産減損損失	123,408
特例業務負担金引当金	25,684
その他有価証券評価差額金	198,171
その他	5,385
繰延税金資産小計	496,188
評価性引当額	▲159,602
繰延税金資産合計	336,585

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.92%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項	▲6.19%
住民税均等割等	0.93%
評価性引当額の増減	▲4.26%
事業分量配当金	▲2.69%
税率変更による影響	▲0.68%
その他	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.61%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を27.92%から28.63%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度の繰延税金資産は7,182千円、その他有価証券評価差額金は4,914千円それぞれ増加し、法人税等調整額は2,268千円減少しています。

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部店舗に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇令和5年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 1社
JAあきがわエネルギー株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ①連結される子会社等の決算日は次の通りです。
3月末日 1社
②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

- ①現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
(単位:千円)

現金及び預金勘定	119,530,249
別段預金及び定期預金及び譲渡性預金	△116,163,520
現金及び現金同等物	3,366,729

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
②満期保有目的の債権 : 償却原価法(定額法)
③その他有価証券
(イ)時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
(ロ)市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 : 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資 : 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上して

(4) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

6. その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用します。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

III. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

IV. 会計上の見積もりに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 226,305 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 245,445 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失(雑損失) 1,301 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び当事業年度の損益を基礎としており、次年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は247,941千円であり、その内訳は次

建物 213,948千円 構築物 23,445千円 器具備品 10,547千円

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、国債9,992千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金2,200,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱いに係る担保にそれぞれ供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

459,061 千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は308,507千円、危険債権額は201,488千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は509,996千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債等の債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に総務部リスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が24,799千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金及び現金	119,530,249	119,037,389	△492,860
有価証券	7,304,066	7,304,059	△7
満期保有目的の債券	1,199,819	1,199,812	△7
その他有価証券	6,104,247	6,104,247	-
貸出金	33,367,225		
貸倒引当金(*1)	△226,002		
貸倒引当金控除後	33,141,222	33,231,586	90,363
資産計	159,975,538	159,573,034	△402,504
貯金	155,654,116	155,740,442	86,326
負債計	155,654,116	155,740,442	86,326

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 預金・貯金の時価には、子会社分を含めていません。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金及び現金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

現金については、時価は帳簿価額と同一であることから、当該帳簿価額によっています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額

外部出資

8,650,205

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金 (*4, 5)	118,863,779	-	-	-	-	300,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	100,000	-	400,000	100,000	600,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	210,380	220,380	210,380	10,380	10,380	5,848,100
貸出金 (*1, 2, 3)	2,540,136	2,284,335	1,790,823	1,686,129	1,614,443	23,244,810
合計	121,614,295	2,604,715	2,001,203	2,096,509	1,724,823	29,992,910

(*1) 貸出金のうち、当座貸越84,148千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等44,968千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件161,577千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(*4) 現金については、「1年以内」に含めています。

(*5) 預金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1, 2)	152,793,403	1,284,525	1,465,597	141,424	106,912	-
合計	152,793,403	1,284,525	1,465,597	141,424	106,912	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(*2) 貯金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額	
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えるもの	社債	799,819	804,690	4,870
	小計	799,819	804,690	4,870
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えないもの	社債	400,000	395,122	△4,878
	小計	400,000	395,122	△4,878
合計		1,199,819	1,199,812	△7

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額(*)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	国債	9,992	9,968	23
	地方債	107,750	100,618	7,131
	社債	502,240	500,102	2,137
	小計	619,982	610,688	9,293
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	国債	1,248,230	1,387,667	△139,437
	地方債	295,280	300,000	△4,720
	社債	3,940,755	4,196,514	△255,759
	小計	5,484,265	5,884,181	△399,916
合計		6,104,247	6,494,870	△390,623

*上記評価差額から繰延税金資産103,288千円を加えた額△266,655千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	1,517,445	74,227	-
社債	529,418	608	71,190
受益証券	343,112		56,840
合計	2,389,975	74,835	128,030

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額724,337千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	269,697 千円
退職給付費用	20,681 千円
退職給付の支払額	△ 44,516 千円
期末における退職給付に係る負債	245,861 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	245,861 千円
未積立退職給付債務	245,861 千円
退職給付に係る負債	245,861 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	20,681 千円
特定退職共済制度への拠出金	39,364 千円
臨時に支払った割増退職金	7,592 千円
合計	67,637 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金13,182千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、109,122千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	35,318
賞与引当金	22,327
退職給付に係る負債	68,644
役員退職慰労引当金	13,633
未払法人事業税及び未払地方法人特別税	3,118
固定資産減損損失	120,348
特例業務負担金引当金	30,467
その他有価証券評価差額金	109,062
その他	12,387
繰延税金資産小計	415,307
評価性引当額	△169,862
繰延税金資産合計（A）	245,445

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に算入されない項目	0.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.12%
住民税均等割等	0.94%
評価性引当額の増減	△0.54%
事業分量配当金	△2.84%
その他	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.09%

Ⅹ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅺ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部店舗に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

□ 連結剰余金計算書

(単位：千円、%)

科	目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		-	-
1	資本剰余金期首残高	-	-
2	資本剰余金増加高	-	-
3	資本剰余金減少高	-	-
4	資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		-	-
1	利益剰余金期首残高	13,723,650	13,936,903
2	利益剰余金増加高	279,255	285,468
	当期剰余金	279,255	285,468
3	利益剰余金減少高	71,602	69,707
	配当金	71,602	69,707
4	利益剰余金期末残高	13,931,303	14,152,664

□ 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	308	326	△17
危険債権額	201	191	9
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小 計	509	518	△8
正常債権額	32,876	32,401	475
合 計	33,386	32,919	467

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

□ 連結事業年度の事業別経常収益等

○連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	1,338	1,216
	経常利益	1,130	1,114
	資産の額	160,372	157,780
共済事業	事業収益	563	561
	経常利益	533	532
	資産の額	8	9
購買事業	事業収益	910	944
	経常利益	233	236
	資産の額	100	114
販売事業	事業収益	159	173
	経常利益	70	72
	資産の額	-	-
その他事業	事業収益	17	19
	経常利益	△7	△9
	資産の額	-	-
計	事業収益	2,990	2,916
	事業総利益	1,958	1,947
	資産の額	171,614	169,520

□ 連結自己資本の充実の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、22.25%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	秋川農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,013百万円（前年度1,027百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	14,885	15,041
うち、出資金及び資本準備金の額	1,027	1,013
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	13,936	14,108
うち、外部流出予定額（△）	69	67
うち、上記以外に該当するものの額	△9	△12
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54	52
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54	52
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	14,940	15,094
＜コア資本に係る調整項目＞		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20	19
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	19
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	20	19
<自己資本>		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	14,919	15,075
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,751	65,662
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措 置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得 る額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで 除して得た額	3,680	2,089
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額（ニ）	71,432	67,752
<連結自己資本比率>		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.88%	22.25%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	365	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,399	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	779	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	119,265	23,943	957
法人等向け	3,985	2,150	86
中小企業等向け及び個人向け	7,885	3,326	133
抵当権付住宅ローン	6,588	2,202	88
不動産取得等事業向け	3,331	3,258	130
三月以上延滞等	9	0	0
取立未済手形	38	7	0
信用保証協会等保証付	12,327	1,230	49
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	427	427	17
（うち出資等のエクスポージャー）	427	427	17
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	15,641	31,195	1,247
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,398	5,995	239
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	8,302	20,756	830
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	188	472	18

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,751	3,970	158
証券化	-	-	-
(うちS T C 要件適用分)	-	-	-
(うち非S T C 適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	172,145	67,751	2,710
C V A リスク相当額 ÷ 8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	172,145	67,751	2,710
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	3,680		147
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	71,432		2,857

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	491	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,499	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,519	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者向け	115,258	23,061	922
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100	30	1
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,761	1,650	66
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,260	628	25
（うちトランザクター向け）	0	0	0
不動産関連向け	17,995	6,430	257
（うち自己居住用不動産等向け）	10,384	2,992	119
（うち賃貸用不動産向け）	6,404	2,405	96
（うち事業用不動産関連向け）	1,205	1,032	41
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他の実質保証証券	100	100	4
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	335	253	10
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	119	74	2
取立未済手形	25	5	0
信用保証協会等保証付	13,016	1,299	51
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	427	427	17
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	14,442	31,721	1,268
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,958	7,397	295

(うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	8,350	20,877	835
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	209	524	20
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,922	2,922	116
証券化	-	-	-
(うちS T C 要件適用分)	-	-	-
(うち非S T C 適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計(簡便法)	170,353	65,662	2,626
C V A リスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	170,353	65,662	2,626
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	2,089	所要自己資本額 b=a×4% 83
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	67,752	所要自己資本額 b=a×4% 2,710

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,089
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	83
B I	1,393
B I C	167

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 79）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア） リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ） リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内	172,145	33,386	7,711	9	170,353	33,004	9,763	455
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	172,145	33,386	7,711	9	170,353	33,004	9,763	455
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	104	4	100	-	302	2	300
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,272	1,072	200	6	1,386	1,186	200
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,724	15	1,708	-	1,722	14	1,707
	運輸・通信業	702	-	702	-	802	-	802
	金融・保険業	121,963	-	2,798	-	118,817	-	3,659
	卸売・小売・飲食・サービス業	823	422	401	-	699	399	300
	日本国政府・地方公共団体	2,178	377	1,800	-	3,018	227	2,791
	上記以外	1,784	50	-	-	1,767	46	-
	個人	31,468	31,444	-	3	31,176	31,128	-
その他	10,123	-	-	-	10,659	-	-	
業種別残高計	172,145	33,386	7,711	9	170,353	33,004	9,763	
1年以下	116,263	497	200		116,738	667	1,212	
1年超3年以下	1,456	944	512		2,117	815	1,302	
3年超5年以下	1,133	632	501		811	510	300	
5年超7年以下	1,712	810	901		1,743	841	901	
7年超10年以下	2,826	1,819	1,006		3,131	1,966	1,165	
10年超	33,337	28,447	4,589		32,928	27,748	4,880	
期限の定めのないもの	15,415	233	-		12,882	455	-	
残存期間別残高計	172,145	33,386	7,711		170,353	33,004	9,763	
平均残高計	160,201	33,596	7,979		158,925	33,220	8,339	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	68	54	-	68	54	54	52	-	54	52
個別貸倒引当金	183	171	-	183	171	171	156	-	171	156

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	183	171	-	183	171		171	156	-	171	156		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	183	171	-	183	171		171	156	-	171	156		
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	79	78	-	79	78	-	78	76	-	78	76	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	4	2	-	4	2	-	2	-	-	2	-	-	
個人	99	90	-	99	90	-	90	80	-	90	80	-	
業種別計	183	171	-	183	171	-	171	156	-	171	156	-	

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後				
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		
		A	B	C	D	E		
現金	0	491		491		0	0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,499		1,499		0	0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150							
国際決済銀行等向け	0							
我が国の地方公共団体向け	0	1,519		1,519		0	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150							
国際開発銀行向け	0～150							
地方公共団体金融機構向け	10～20	100		100		10	10	
我が国の政府関係機関向け	10～20							
地方三公社向け	20							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	115,258		115,258		23,061	20	
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	100		100		30	30	
カバード・ボンド向け	10～100							
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	3,752	22	3,737	9	1,650	44	
(うち特定貸付債権向け)	20～150							
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,223	95	773	36	628	77	
(うちトランザクター向け)	45		1		0	0	45	
不動産関連向け	20～150	17,955	98	17,899	39	6,430	36	
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	10,345	98	10,317	39	2,992	29	
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	6,404		6,380		2,405	38	
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	1,205		1,200		1,032	86	
(うちその他不動産関連向け)	60							
(うちADC向け)	100～150							
劣後債権及びその他資本性証券等	150	100		100		100	100	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	224		224		253	113	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	74		74		74	100	
取立未済手形	20	25		25		5	20	
信用保証協会等による保証付	0～10	13,016		12,992		1,299	10	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10							
共済約款貸付	0							
株式等	250～400	427		427		427	100	

上記以外	100～1250	14,442	0	14,442	0	31,721	220
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	2,958		2,958		7,397	250
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	8,350		8,350		20,877	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	209		209		524	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,922	0	2,922	0	2,922	100
証券化	-						
(うちS T C 要件適用分)	-						
(うち短期S T C 要件適用分)	-						
(うち不良債権証券化適用分)	-						
(うちS T C ・不良債権証券化要件適用分)	-						
再証券化	-						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-						
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-						
合計(信用リスク・アセットの額)	-					65,622	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

令和6年度

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1						1										
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	1						1										
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
地方公共団体金融機構向け		0					0										
我が国の政府関係機関向け																	
地方三公社向け																	
国際開発銀行向け																	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	115	0					115							0			
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		0					0										
カバード・ボンド向け	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	0	2					0								0	3	
(うち特定貸付債権向け)																	
劣後債権及びその他資本性証券等株式等			100%	150%	250%	400%								その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等株式等				0												0	
劣後債権及びその他資本性証券等株式等					0											0	
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)		45%	75%	100%										その他		合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)			0	0	0	0								0		0	
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)			0													0	
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	10
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け																	
不動産関連のうち貸貸用不動産向け	3	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
不動産関連のうち貸貸用不動産向け																	
不動産関連のうち事業用不動産関連向け		70%	90%	110%	112.50%	150%								その他		合計	
不動産関連のうち事業用不動産関連向け			0	0	0	0								0	0	1	
不動産関連のうち事業用不動産関連向け																	
不動産関連のうちその他不動産関連向け			60%											その他		合計	
不動産関連のうちその他不動産関連向け																	
不動産関連のうちA D C向け		100%	150%											その他		合計	
不動産関連のうちA D C向け																	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)		50%	100%	150%										その他		合計	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)					0	0								0		0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					0											0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
現金	0													その他		合計	
現金																0	
取立未済手形							0									0	
取立未済手形																	
信用保証協会等による保証付				12											0	12	
信用保証協会等による保証付																	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証																	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証																	
共済約款貸付																	
共済約款貸付																	

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	3,184	3,184
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	12,401	12,401
	リスク・ウェイト20%	300	124,460	124,761
	リスク・ウェイト35%	-	6,065	6,065
	リスク・ウェイト50%	3,012	309	3,322
	リスク・ウェイト75%	-	3,351	3,351
	リスク・ウェイト100%	-	8,169	8,169
	リスク・ウェイト150%	-	0	0
	リスク・ウェイト250%	-	10,889	10,889
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
計	3,312	168,833	172,145	

- (注)
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 87）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-
法人等向け	0	-
中小企業等向け及び個人向け	2	4,138
抵当権付住宅ローン	-	475
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	843
合 計	3	5,456

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向 けを含む。）	0	-	-
中堅中小企業等向け及び個人 向け	2	146	-
自己居住用不動産等向け	-	4,786	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動 産等向けを除く。）	-	13	-
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	2	4,946	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ・CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 89）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 90）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,730	8,730	8,778	8,778
合計	8,730	8,730	8,778	8,778

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 91）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	19	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	30	145
3	スティープ化	508	412		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	306	359		
7	最大値	508	412	30	145
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	14,845		15,075	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月30日

秋川農業協同組合

代表理事組合長 谷澤 俊明

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

連結(組合及び子会社等)ベースのディスクロージャー開示項目

I	組合及びその子会社等の概況	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	99
2	組合の子会社等に関する事項	99
	①名称	99
	②主たる営業所又は事務所の所在地	99
	③資本金又は出資金	99
	④事業の内容	99
	⑤設立年月日	99
	⑥組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	99
	⑦組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	99
II	組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
3	直近の事業年度における事業の概況	99
4	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	100
	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	100
	②経常利益又は経常損失	100
	③当期利益又は当期損失	100
	④純資産額	100
	⑤総資産額	100
	⑥連結自己資本比率	100
III	直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
5	貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	101
6	債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	124
	②危険債権	124
	③三月以上延滞債権	124
	④貸出条件緩和債権	124
	⑤正常債権	124
7	自己資本の充実の状況	127
8	事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	125